

令和5年度 南大隅町議会定例会6月会議 会議録（第1号）

招集年月日 令和 5年 4月 4日

招集の場所 南大隅町議会議事堂

開 会 令和 5年 4月 4日

開 議 令和 5年 6月 7日 午前10時00分

応召議員 全 員

不応召議員 な し

出席議員

1番 後藤道子君	6番 上之園健三君	10番 幸福恵吾君
2番 森田重義君	7番 津崎淳子君	11番 大坪満寿子君
3番 日高孝壽君	8番 平瀬十助君	12番 木佐貫徳和君
5番 浪瀬敦郎君	9番 大村明雄君	13番 松元勇治君

欠席議員 な し

会議録署名議員：（7番）津崎 淳子 議員 （8番）平瀬 十助 議員

職務の為の出席者：（議会事務局長）黒木 秀 君 （書記）平瀬戸 ゆかり君

（書記）木佐貫 里子 君

地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	石 畑 博 君	介護福祉課長	中之浦伸一君
副 町 長	竹 野 洋 一 君	経 済 課 長	新 保 哲 郎 君
教 育 長	山 崎 洋 一 君	教育振興課長	松 山 隆 広 君
総 務 課 長	熊 之 細 等 君	税 務 課 長	畦 地 茂 穂 君
支 所 長	坂 口 達 郎 君	町民保健課長	戸 島 和 則 君
会 計 管 理 者	黒 江 鳴 美 君	農業委員会事務局長	木 佐 貫 公 子 君
企画観光課長	愛 甲 真 一 君	総務課課長補佐	古 殿 裕 一 郎 君
建 設 課 長	中 村 喜 寿 君	総務課係長	原 琢 磨 君
		総務課係長	若 松 勝 男 君

議 事 日 程： 別紙のとおり

会議に付した事件： 議事日程のとおり

議 事 の 経 過： 別紙のとおり

散 会 令和5年 6月 7日 午後 2時21分

議 事 日 程

日程第 1	会 議 録 署 名 議 員 の 指 名
日程第 2	審 議 期 間 の 決 定
日程第 3	諸 般 の 報 告
日程第 4	一 般 質 問

▼ 開会

議長（松元勇治議員）

ただいまから、令和5年度南大隅町議会定例会6月会議を開きます。
議事日程表により本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめ配付したとおりであります。

▼ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（松元勇治議員）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、津崎淳子議員及び平瀬十助議員を指名します。

▼ 日程第2 審議期間の決定の件

議長（松元勇治議員）

日程第2 審議期間の決定の件を議題とします。
6月会議の審議期間は、本日から6月20日までの14日間にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし。」 という者あり

議長（松元勇治議員）

異議なしと認めます。
したがって、6月会議の審議期間は、本日から6月20日までの14日間に決定しました。

▼ 日程第3 諸般の報告

議長（松元勇治議員）

日程第3 諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、お手元にお配りしました陳情書の写しのとおり、配付しました。
次に、監査委員から提出された例月出納検査の3月から5月までの結果に関する報告及び一般的事項につきましては、お手元に印刷配付いたしておりますので、口頭報告を省略します。

▼ 日程第4 一般質問

議長（松元勇治議員）

日程第4 一般質問を行います。順番に発言を許します。
まず、木佐貫徳和議員の発言を許します。

[12番 木佐貫 徳和議員 登壇]

12番（木佐貫徳和議員）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症法上の位置づけが5月から5類に引き下げられ、人々の動きも活発になり生活も少し安定感があるようになりました。

しかし、感染予防には引き続き、努めていかなければならないと感じております。心配されました台風2号も接近することなく過ぎて安心しましたが、梅雨に入り、これから集中豪雨や台風等に注意しなければなりません。

今回私の一般質問は、集中豪雨や台風等で災害が発生した時、どのような対応をされているのか次の質問をいたします。

①番目、公共土木施設の災害復旧事業について。集中豪雨や台風等で道路河川等に災害が発生した時の災害報告ができる採択基準について伺います。

②番目に、災害発生時にどのような調査をされて、県に災害報告をされているのか伺います。以上で、壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

おはようございます。

明日までの2日間ですけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

木佐貫徳和議員の第1問、公共土木施設の災害復旧事業についての第①項、集中豪雨や台風等で道路河川等に災害が発生した時の災害報告ができる採択基準について伺う、第②項、災害発生時にどのような調査をされて、県に災害報告をされているか伺うとのご質問でございます。関連がございますので一括して答弁させていただきます。

まず、第①項につきましては、国土交通省が定めた災害採択の要件として、異常気象により生じた災害であり、河川の場合、警戒水位以上の水位であること、河川以外の道路施設等では最大24時間雨量が80ミリ以上、または時間雨量が20ミリ以上の降雨、風の場合10分間平均風速が15メートル以上の風の要件があり、その要件において被災した復旧事業費が60万円以上のものが採択基準となっております。

第②項につきましては、災害発生時に住民や自治会等から寄せられた情報をもとに、職員が現場に出向き、現地の簡易的な測量や境界の確認、概算事業費の算出等の調査を実施し、その調査結果をもとに県へ報告しているところでございます。

12番（木佐貫徳和議員）

今災害発生したらですね、町長が答弁されたように、日雨量が80ミリ、時間雨量が20ミリ、風速で15メートル以上で災害報告ができるようになっているんです。

ところが、私が町内をあちこち回って見てみるとですね、災害にかけなかったのかなという所が数カ所、もう何カ所も見受けられて、修繕料や維持工事で済ましているカ所が相当あるんですね。

何で災害にかけなかったのかそこがわからないんですけども、代表的なやつを私が3カ所ほど写真撮影してきましたので答弁をいただきたいと思いますが、1カ所目をお願いします。（書画カメラ画像投映）

まず、町道瀬戸山地区のこれ山神瀬戸山線と言うんですけども、これは大雨により道路が路肩決壊をしていました。そして、人家まであと数センチのところで迫ってたもんですから、住んでる方が非常に心配されて相談に来られました。

それで建設課に連絡して、すぐビニールシートを張っていただきました。ところが、赤旗が立たないんですね災害査定の。

年度末にやっと維持工事で、この簡易な方魂ブロックで復旧をされたということでありました。

それは明くる年の決算で初めてわかったんですけども、この町単で災害申請をされなかった理由をとか、或いはまた、この工事はいくら掛かったのか把握されていらっしゃるのでしょうか。お願いします。

町長（石畑博君）

詳細の数値につきましては、建設課長に答弁させます。

建設課長（中村喜寿君）

ただいま議員のおっしゃいました町道山神瀬戸山線の崩壊した部分につきましては、その部分につきましてはほとんどが私有地でありまして、道路部分が範囲が少なく、道路部分に係る事業費につきましては、採択要件の金額60万円に満たないというふうに判断しまして災害申請を行わなかったものです。

しかしながら、崩壊カ所に近接する位置には民家がありまして、そのまま放置していると道路が崩れ、家屋が被害を受ける可能性があるために町単独で事業を行ったものでございました。

町単独での事業費は1百52万4百20円となったところでございます。

12番（木佐貫徳和議員）

査定を受けるとですね、危険性があるということは内応急・全応急制度というのがあるんですね。それで測量をして振興局を通じて、本当に危険であるというのであれば事前にもう着工ができるんです。町単でしなくても。

だから、その全応急制度というのも勉強をしていただきたいと思いますが、1百52万円ということですけど、今計算をすると667、66.7%の3分の2の補助ですので1百万円の補助金が出るんですね。そして、残りが50万円は災害の起債がきいて、町費というのは僅か2万円で済むんです。

ですから、こういうのは極力災害にかけて実施していただきたいというのがあるんですけども、私はこの弊害というのは、高齢の職員が退職されて間がなかったということなんですね。

要するに、年代的に後輩に引き継がれてこなかったのが一番の要因だと私は思います。

若い人たちだけでほとんど災害を取ったことがない人たちが集まってその仕組

みがわかっていないんじゃないかと私は思うんです。

そこでですね、県の建設技術センターというのがあるんです。そこで、災害復旧実務研修等ですね毎年やってるんです。

ここに参加させれば、災害の測量の方法、災害のとり方、こういう時は災害になりますよ、これは採択されませんというのを研修させてくれます。

私も何十年か前にこれに参加したことがありますけど、非常に勉強になったというのを記憶がありますけど、町長、これに参加させることはできないでしょうか。

町長（石畑博君）

冒頭から先ほど見せていただいた瀬戸山の現場について、これは明らかに全て町の構築物をするための構築というのは民地であってもこれは可能です。

そういった関係からして、やはり今議員がおっしゃったように、これまでの主体となっていた3名の職員が退職をした中で引継ぎ等がされていないこと、そういった部分で、今回のこの今完全に災害の部分を単費で行ったという部分は結果としてそのとおりでと思っています。

今までの技術の研さん、そしてまた、災害にかける為のそういった手法・考え方は、いわゆる俗にいう伝授されていないということが要因ではないかというふうに思っています。

公共土木・農業施設等に含めて、毎年この6・7月には災害復旧対応の研修が毎年あります。また併せて、その災害研修とは別に今おっしゃいました技術センターの部分についてもそれも確かにありますので、なるべくというか可能な限りですね、一般土木で60万、林道そしてまた農地災害については40万決まりがございまして、40万を超える分等については掛けていくようなことで、そういった研修等も行かせる事ではしていきたいと思えます。

そうでないと、やはり、この技術研さんができないまま安定した例えば、土羽下の工法とか法面の仕上げとかがでけんようになっていって応急措置がそれが本工事みたいになっておりますので、災害全体のこの仕組み等を含めて、職員のそうした研修環境に派遣はしていきたいというふうに思えます。

12番（木佐貫徳和議員）

できるだけ研修に参加していただいて、しっかり災害について学んでいただきたいと思えます。

次に、写真をお願いします。（書画カメラ画像投映）

ここはですね、令和5年度の予算に計上されて、もう予算審議も終わり、予算も通過して、本当は質問するのは好ましくないというのは十分理解しております。

しかしながら、私の記憶によりますと、上流は数百メートルに亘って護岸決壊を毎年のようにしていたんですね。そして、この災害で10メートル・20メートルずつ申請をして、毎年この護岸の整備を災害復旧でしてきたという記憶があるわけがありますけども、ここの予算を計上される時、恐らく護岸決壊をして住民の方が要望されたと思うんです。

それで、今年度5千万程度町単で計上されているんですけども、この予算調査をされた時に、現場を調査されたとき去年測量も済んでるんですね。

職員の皆さんが何で災害申請ができなかったのかなと私は不思議でならないんですけども、そこを少しでも一般財源を減らしてこの国庫補助を持っていくという

ような工夫をする職員をもう切替えていってもらわないと一般財源は幾らあっても足りないと思ってしまう。だから、そこら辺の職員の意識の改革ですよ。

要するに、できるだけこの国の制度を利用して事業を進める、そういうのを職員の意識の改革をしていってもらわんと、私はずっと予算要求されて町長も現場を把握されたかわかりませんが、これをどう感じられますか。

ちょっと率直な意見をお願いします。

町長（石畑博君）

今の現場は古里川ですか。

実はですね、私が就任した時点では測量が終わってまして、もう事業計画を地元等とも何か話もしてあったみたいで、本来、民地界に入っている崩壊は基本的に災害ですので、標準的には河川災害ですねブロック積みですべきが当然だと思います。

そこに至ってないというのは、やはりこの職員の意識の災害に掛けようというそういった部分の意識がなかったということで、町単ですると楽なんですね、審査もないものですから。それじゃなくて、やはり国の査定等を受けて、国交省の査定官・立会官のそういった技術指導・工法検討等をやっぱりさせられる中では、そうして技術の研さんになって2案・3案どっちみち査定では出していきますので、そういったことをすべきだったというのは後でわかったところでもあります。

そういった事から先ほども申しましたけれども、今回の当初予算の中でも全て写真を出させたんですけど、明らかに災害残りというのがいっぱいありました。

それはもう全部残してですね、今のところはまた本年度の雨によるまた増破の欠落等があれば、災害対応という中でしていくことで、概ねそういった部分については事業費も落としているところでございまして、私も含めて木佐貫議員も経験者でございまして、その部分については本当に我々の時代では最低価格をあげる以上は全て災害に掛けろという指導も受けてきておりますので、その部分も私も含めてですね、建設課技術職員にも指導をしていきたいと思っております。

12番（木佐貫徳和議員）

町長も言われたように、災害報告というのは職員が判断しないことだと思うんですね。

要するに、60万以上総合単価がありますから、ブロック積みで60万以上あるようであると振興局に相談して申請して、あとは査定管と立会官が決めてくれるわけですので是非申請する方向に、自分たちで判断しないというのを徹底していただきたいと思っております。仮に5千万ですね、全部は災害にはならないと思うんですけど、5千万であると3千3百万円の補助金がもらえるんですね。

だから、そんだけ町費が浮くということでもありますので、過年災になってるものですから災害には申請できませんけど、梅雨前線豪雨で増破したら別ですので、もっと護岸が裏をやられたとか増破したら申請できますので、そこら辺は気をつけていただきたいと思っております。

3番目の写真をお願いします。（書画カメラ画像投映）

ここはですね、今災害復旧工事中であります。町道名は横別府上線というところで。これ崩土がきていたものですから私は見に行ったんです。

そして、予算を計上されたとき担当課に内応急制度とありますから、崩土の申請をすると補助金が貰えますよとそんなに言ったんですけども、明るく日にはもう全

部取り除きがしてあるんです。町単で。

この町単の費用はいくら掛かったんでしょうか。崩土をとめるときの費用。

町長（石畑博君）

建設課長に答弁させます。

建設課長（中村喜寿君）

ただいまの費用についてですが、横別府地区の他の災害カ所を含めまして、崩土取り除きを含めまして、61万3千8百円となったところでございます。

12番（木佐貫徳和議員）

ここ20メートルぐらいでしたので、BP・EPと間に2カ所ぐらい測点を作って、ポール横断で写真撮影をして、それを図化して崩土量を定めて振興局に持っていただけなんですね。

そして、もう事後処理でいいんですよ。持って行って崩土届けを全部するんじゃなくて片側通行できるようにして、ある程度2、3日通行止めが必要になってきますけど、それを内応急制度を利用して内応急の申請をすると請書を付けるだけなんです。

請書というのは、災害査定で採択されない場合は町費で実施しますという請書を出すだけなんです。

それで、査定するとき決定金の上に上乗せしてもらえますので、内応急制度を利用してほしいということを行ったんですけども、その意味が多分わからなかったと思うんですね。

そして、毎年2、3百万修繕料が組まれるんです。災害が起こったとき。さあっと取り除きをするのは簡単なんです。

簡単なんですけど、この内応急制度を使ってないもんですから全部町費なんですね。

それで崩土がきた時ですね取り除きをすればそれで災害じゃないみたいです。

だから申請がちょっと無理なんですけども、また同じところが崩土をうけるんですね。ですので、そこの見極めなんです。

崩土がきたとき内応急をして一部取り除いて、あとは土留めコンクリートをして法面成形をして、厚層基材か或いはまた土質によってはモルタル吹き付けをすれば60万を超えると災害になるんですよ。

災害申請をそれを町費で全部取り除きをされるもんですから2、3百万掛かってしまうんです。

ですので、そこら辺の災害の見極めというのをしっかり学んでほしいという私はことなんです。

そこで、今県から来ていらっしゃるんですけども、その方も一生懸命指導をされていらっしゃると思うんですけど、私は、町出身、南大隅近辺の県の職員のOBの方が相当いらっしゃるんです。

その方は名刺を持ってされる方や、或いはまた色々な会社に務めていらっしゃる方がいらっしゃいます。

僕は、今から県にお願いしておけば、OBの方が地元のために、こういう技術者が少ないんだが指導をしてもらおうわけには2、3年でもいいと思うんですね、どうでし

ようかというのは町長お願いできないものなんでしょうか。

町長（石畑博君）

ご出身の方が来ていただいて、こちらで事務所に構えて指導をしていただければ一番いいと思います。それが一番基本だと思っております。

そういった事がなかなか叶わない中で、今、鹿児島県のほうから3期目の派遣をしていただいております。

そういった中では、当初より昨年災害もある程度かけていきましたけれども、まだまだ今言われたような崩土除去等については、ただ持って出すだけであると法面の保護はできませんので、また再度災害になる恐れがあります。

その部分も含めて指導もしていかなければなりませんけれども、要は、基本的に技術職員が、これは40万を超える、これは60万を超えるというのは、何とかして災害にかけていこうというそういった気概がなかなかまだ芽生えていないというのが事実だと思います。

職員の意識改革をするには、やっぱりそういったOBの方々の意見等も十分大事なことでございますので、私も逐一現場は見に行くようにしてまして、今横別府の今崩土事故が出ましたけれども、おっしゃったように特にポール横断で写真を撮る必要もないし、持ち出した土量をこれを処分場での受入れ数量がわかればそのマニフェストを付ければいいわけですので、それで可能ですので、そのことをやはり認識がなかったのじゃないかなということも思っております。

そういった事から、いわゆる60万であっても、災害査定時に本工事の分に応急工事を足せば当然もう3分の2の補助は確実に付きますので、その手法に職員が意識がなかったのは事実だと思います。

それについては、やはり今後反省をしていって、今日ご質問していただいた分についてのことは認識していってくれると思いますので、引き続き、今おっしゃったようなOBの活用についても、もしいらっしゃれば活用は十分大事なことでございますので、その方向でしていければというふうに思います。

12番（木佐貫徳和議員）

ぜひ探していただきたいと思いますが、先ほど内応急のことを言いましたけど、崩土取り除きをした時に信号機を一部片側通行で信号機を設置したとか、例えば、大型土嚢で土留めをすとか、そういうのも災害の申請で査定にプラスされますので、決定権にですね、だから、仮設費も災害対象になりますので、そこら辺もしっかり勉強していただきたいと思います。

災害が発生しないことが一番大事なんですけども、公共事業が少なくなっていく中で、災害があると地元の業者の方々が本当はいけないことなんですけど一番喜ばれます。

税金にも繋がっていきますので、是非そこら辺をしっかり研修に繋げていって、できるだけ60万以上の事業費については、今もう一回繰り返しますけど、全部委託をされてるみたいなんです、災害についても。

5人職員がおれば2件ずつ測量をして、簡単なんです一番、災害で10メートルあれば3点いいですね。BP・EP・真ん中その縦横断を取ってレベルで縦横断を取って、ただ横断を描いてブロック積みを描くだけですので、そこら辺も勉強をしてもらわんとただ委託委託というのを、委託は町単ですので、大規模災害になると補助

の対象になりますけど委託は町単ですので、しっかりそこら辺も研修を積んでいたで勉強をしていただきたいと思います。

災害申請をしていただきますようお願いしながら、私の質問を終わりたいと思います。お疲れさまでした。

議長（松元勇治議員）

次に、上之園健三議員の発言を許します。

[6 番 上之園 健三 議員 登壇]

6 番（上之園健三議員）

皆さん、こんにちは。

6月議会一般質問、2人目の登壇でございます。よろしくお願いたします。

今回は、減少し続けている農家の現状に鑑みて、これ以上の減少を食い止める方策はないものかと以前より考えておりました施策を提案してみたいと考えております。

農業振興策につきましては、国・県、そして町単事業としましても、これまで数多くの施策が展開されている昨今でございますが、その効果的なところを、数値的観点や農家の実感度といったところから見ますと、今一つ効果の薄い現状ではないかと思うところでありまして、更なる支援策を矢継ぎ早に講じていく必要があるのではないかと考えております。

そこで今回は、これまでの支援策に加えて、農作物そのものに着目し、農業収入の安定化につなげ、農家の維持・保護策につながるような施策を構築できないものと考えまして、農業所得安定対策についてと題しまして、1問3項について質問いたします。

まず①項目に、減少する農家戸数の維持と保護策をどのように考えておられるのか伺う。

②項めに、農業所得の安定化を図り、農家の維持と保護策に繋げるために、出荷作物単価の最低価格補償制度は考えられないか伺う。

そして、③項めに、その財源確保として、農業所得安定に繋げる基金の創設は考えられないか伺うとして、農家が一番心配されている農業所得の安定化対策として前向きなご答弁をいただきますようご期待して、壇上からの質問といたします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

上之園健三議員の第1問、農業所得安定対策についての第①項、減少する農家戸数の維持と保護策をどのように考えているか伺うとのご質問でございます。

本町は第一次産業を主産業とする町であります。そのことから、町の人口減少とともに、比例して農家の減少も進んでいることは否めないところでございます。

支援策として、農家の皆様方の農作業の省力化、合理化等を含んだ設備投資への支援策の産業振興支援事業、そして、70歳以上方向けの生きがい支援対策など農業経営における基盤整備を推進しております。

また、本年度からは、実働的に農業を支援する組織として、農業公社の運用を開始しております。

地域において、農家の方々が1年でも長く農業が営まれますよう取組みを進めているところでございます。

6番（上之園健三議員）

ただいまの答弁で、それぞれの策というのがこれまでも行われて実施されてきているということでございまして、さらに加えて、公社のこの事業計画も含めて農家の支援策につながっていけばと思うところでございますが、今回は、壇上から申し上げましたとおり、農業所得の安定化策というところでちょっと考えてみたいと思いますけれども、農業といいましても畜産農家と施設園芸等を含む耕種農家に分かれるわけですけれども、畜産農家におきましては、昨年来の飼料高騰あるいは燃油等の高騰によりまして経営を圧迫しているという現状でございまして、また更にここに来て、子牛価格が下落の一途を辿っているというところで、一時期に比べますと平均価格で5万から15万ほど下がっているという話を聞いておりますが、畜産農家におきましても、必ずこの好転の日が来るということを信じて、何とか今を乗り切っていただきたいと、踏ん張っていただきたいと思うところでございます。

この畜産農家も、最近では少数飼いの農家さんが減ってまいりまして、多頭飼育の農家になってきてるんですけれども、この畜産農家が減少していくのよりこの耕種農家さんが減少していくほうがはるかに多いわけではございまして、今日は、その耕種農家さんが減っていく現状に着目して話を進めたいと思っておりますけれども、まず、この本町の農家さんの推移でございまして、農業センサスから見ますと、13年前の2010年なんですけれども、平成22年でございまして、602戸ございました。うち法人が15社あった農家なんですけれども、2020年・令和2年なんですけれども、この時には378戸、法人が23戸ですが、まで減少してるんですね。

個人農家におきましては、10年間で40%、約230戸という農家が離農されている状況でありまして、一番直近の今現在の農家数というのは、確定資料がございませんでしたのでしっかりと把握はできておりませんが、更にこれより少なくなつて、300台前半ではなかろうかなというふうに自分が感じております。

そこで、簡単な質問で申し訳ないかもしれませんが、この農家さんが減っていく、離農されるという最大の理由は、町長、何だと考えていらっしゃいますか。

町長（石畑博君）

一番はですね、これまで頑張っていた方々が高齢化によって健康を害されたりとかする中での農家戸数の減少が一番多いと思います。

今若い方々については、それなりに色んな支援策もある中では新規就農等も増えているところであります。

ただ、数字でいう部分と今度は人口減少からいった時には、例えば、どうしてもできない方に農業を進めるわけにはいきませんので、やはりこの農業の方々にも健康なうちに離農をされて、やっぱり余生を余暇を過ごされるというそういった推奨もしておりますので、もう俗に言う、私のうちの地域では、本当に体を壊さない限りやめないというそういった農家も非常に多い中では、かねがねも、「元気なうちに、隠居をしいよ。」ということも言っておりますけれども、「人が働つうちや気張らんないかん。」というそういったご意見もあります。

根本的に減ったというのは、まずは人口減少かと思えます。
以上、私の答弁としてはさせていただきます。

6 番（上之園健三議員）

私も同じようなことを考えますけれども、そういう中でも、今町長がおっしゃったように、元気な方もいらっしゃいます。

70代後半・80代でもまだ元気でバリバリで農業をされてる方もいらっしゃいますが、こうした方々に、農業を続けていけない理由というのを伺いますと、今おっしゃったように、年を取って体がキツイとおっしゃいます。

しかし、一番の理由はこういうことなんです。出荷作物の値段が安い、作れば作るほど赤字だと、難儀をするかいもないと、農業しても楽しみがないということ、やっぱり口を揃えて言われます。

そういうところをどういう方向に変えればいいのかというところが私の発想なんですけれども、作物の中でも、ピーマンであったりとか暖房インゲンとか施設園芸に関しては、ある程度の一定価格の中で経営をされておりますので、さほどその収入というのもないようなんですけれども、先ほど申しました燃油等の高騰によって歩留りが少ないというような事もおっしゃいます。

また最近では、レタス・ゴボウ・キャベツ・ケール、こうしたものにつきましても、契約栽培が多くなってまいりまして、この契約栽培につきましても一定価格の取引でありますので、農家さんはある程度安定した収入を得られるというような中でございます。

こうした現状の中で、耕種農家の中でも7割から8割の農家が露地栽培による経営を営んでおられるわけでございますけれども、こうした露地栽培をされている農家さんが減っていくのがもう圧倒的に多いわけございまして、その農家さんをどうやって維持するのか、保護するのかということ、今日一生懸命お伝えしたいと思うんですけれども。

農林水産省におきましても、この農家減少の事象といたしましてそれぞれ分析したデータがございますけれども、その中の一つとして、もう皆さんご承知かと思えますけれども、1つ目に、高齢化による担い手の減少、それから、2つ目には、離農や耕作面積の縮小による耕作放棄地の増加、3つ目には、TPPの締結によります農産物の価格自由化が問題視されているというところで公表されたものがございまして、こうした中においても、本町でも昨年度はコロナ交付金であったりとか、経済対策の補助金であったりとかという活用をしながら、バレイショの種子代、それから燃油等の一部助成も実施されてきているところではありますけれども、こうした詳細には触れませんが、農家個人での対応にはなかなか限度があるということが言えるんじゃないかと思ひまして、今後は、行政自らがやっぱり財を出して、知恵を出し絞って、何らかの対策を講じていかなければならない時代になってきているんだろうというふうに思うわけでありまして。

国の施策をちょっと見てみますと、水田作物の関係においても、ナラシ対策ですとかゲタ対策ですとかというのがございますが、残念なことに、本町には大豆・麦・でん粉用甘藷といったような作物が生産が少ないですので、この制度の恩恵というの薄いのではないかとこのように考えております。

また、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、別途では、スマート農業の推進であったりとか、集落営農への誘導、それから、農地規模の拡大事業であったり

とかという部分、それから、農作物のブランド化・販路拡大・6次産業化というところも推進をされているというふうに思っておりますけれども、なかなかその農家さんの収入に繋がっていく部分がないというふうに私は考えておりますが、先程来いただきました答弁の中にも、農家の後方支援という形で労力的なところの支援も含めてなんですけれども、現在、スマート農業も推進されているところでございますが、ちょっとお聞きしますけれども、このIoT関係を活用されたところの普及率と申しますか、農家戸数と申しますか、どれぐらいの普及率があるのかを教えてくださいいただけますか。

町長（石畑博君）

数値でよろしいですか。

（「はい。」との上之園健三議員より声あり。）

町長（石畑博君）

経済課長に答弁をさせます。

経済課長（新保哲郎君）

耕種農業では、環境モニタリング事業の検証で、ピーマン・アボカド、そして、独自に環境モニタリングの機器を導入されている農家も数件おりますけれども、ごく一部に留まっているところが現状でございます。

また、畜産サイドにおきましては、肉用牛農家において、分娩や発情時のタイミングをデータで管理するシステム等の導入をされており、現段階の普及率としましては、全体の18.8%程度であるということでございます。

6番（上之園健三議員）

園芸農家と畜産農家も含めてですけれども、若いこの経営者の方々等については、大変有意義な制度というシステムを導入されて軽減化をされてきているということはよくわかりますが、高齢農家になりますと、なかなかこうした最新技術と申しますか、というのを導入というのは難儀をされるのかなというふうに思うところであります。

今答弁にありましたような、肉を管理するとか、ピーマンのハウス内の温度を管理するとかというようなシステムもあるようでございますけれども、こうしたですね、例えば、今公社で進めておられますドローンによる薬剤散布であったり、リモコンの草刈り機であったりとか、こうしたものも支援策もなんですけれども、その他にこれまで打たれてきた支援策いっぱいございます。農機具等の購入であったりとか、農地保全対策のための事業であったりとか、こうしたものに関しては、ある程度自己資金というのを投資をしなければ目的を達成しないという部分もございまして、なかなかそれも進まないんだろうというふうに自分は考えているところであります。

こういうこれまで打たれてきている支援策というのが、これは私の感覚ですけれども、農作業の労力軽減を主眼においた策であるというふうに私は考えておりますが、こうした制度も農家さんの最終目的であります収益性の向上というものに向けてその一歩手前の支援策でありますから、必ず必要な施策でありますので、農家保

護という視点から考えますと必要であることはもう間違いありませんので、これまでに以上に農家さんが活用できるように制度を構築されて、一層の推進を図っていただきたいと思うんですけども、今回私が冒頭申しましたように、提案したいのがこの労力的な軽減策ではなくて、少し目先を変えて、作物そのものに目を向けて、今日はですね、農協に出荷される作物を私想定して出荷作物という表現をしますけれども、この出荷作物の単価に主眼をおいた施策はないだろうかというところでございます。

これまで災害等においては、減収補填とかそれぞれ幾度か実施されてきておりますけれども、この作物単価における恒久的な対策というのがこれまでないんですね。本町にもないし、全国的にもございません。国の制度にもございません。

そういうことを考えた時に、農家さんが一番気になるところは収入なんですね。収入の安定化というところを考えれば、この出荷作物の単価に着目した施策というものを考えていくべきではないかなというふうに思いますけれども、どういう内容なのかというところを進めていきたいんですけども、2問目の答弁をお願いしてよろしいですか。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、上之園議員の第1問第②項、出荷作物単価の最低価格補償制度は考えられないか伺うとのご質問でございます。

本町で多くの農作物の出荷販売を請け負う鹿児島きもつき農協では、クミアイ食品と目標設定価格を設定した契約販売が行われております。全ての品目で、そのような契約販売が最善ではございますけれども、現状では困難なようでございます。

国におきましては、耕種農業において、農作物価格の暴落や病虫害による減収、気象災害等の経営リスクをカバーする収入保険への加入を進めており、町も収入保険を請け負う農業共済組合と連携し、加入を呼びかけ、加入者に対しては支援を行っております。

議員よりご質問の出荷作物単価の最低価格補償制度は、農作物を生産する農家にとって、望む制度であると考えておりますが、町において、現在、様々な農業施策を実施しております。その農業施策の事業成果を検証する中で、必要性を含めて、JA等を含めて、関係機関と協議・検討して取り組んでまいりたいと考えております。

6 番（上之園健三議員）

端的にお聞きしますが、検討してみるという答弁でよろしかったですか。

町長（石畑博君）

農家の方の意見は、例えばジャガイモに限らず、そしてまた、露地インゲン・暖房インゲンと色んな作物がございますので、そういった方々からの中では、割とこのハウス系の方々は収入の変動には安定しているのかなと思いますけれども、ジャガイモ等については、本当に冬の1回の霜ですね、この霜でちんがらっやったと、やっぱり落胆されることが多いわけですね。

そういった中で、例えば、イノシシの災害とか、それから異常気象等があるわけですが、そこについてを、例えば、「マルチんこいと種んこいどまよ、最低

補償しっくれんか」という声は聞いております確かに。

それを聞いた中で、なかなかそれがJAを含めてJA以外の色々な商社さんもいますので、そしてまた、ジャガイモの生産の方々の代表もいらっしゃいますので、話を聞いただけでそこにまだこれまでの制度として繋がって行ってない、じゃ誰が段取りをするかという、そういった事に段取りが進んでいないのが現状であるかなというふうに思っております。

先だって根占地区部会長の橋口農業委員会長とも話をしました。

今回も、出荷の段階で天候が悪いにも関わらず締切りを締め切ったということで、雨の日に集荷をして、その集荷をしたジャガイモを全て市場が拒否しまして、全てが大きい箱ごと返ってきたと。それにはやはり、この町の防災無線なんかで、雨が降るときには集荷をすんなとか、そういったやっぱり指導もしっくれんないかんかもと、あいが戻って来た農家は可哀そうやっどということのそういった事実がございます。

それと直接関係ありませんけれども、農家の方は、やはり儲かった時はいいんですけど、利益が最低こひこ分なやっぱり補償をしてもらわんな、やっぱり来年ないけんすかいと思う事も多いわけですね。

特に、ジャガイモについては南隅のブランドになっておりますので、この面積も減ってきております。これは農家戸数の減少もですが、農家が安心して生産ができるためのその為の策としては最低補償は必要というのは感じます。

ただ、それについて今議員がおっしゃるように、無いというのは確かにないわけです。ないんですけども、それを段取りして最低価格補償をこれまでそうやって設定しようという動きがなかったというのが事実じゃないかなということで、私としては考えております。野菜価格安定の経済課サイドにあったわけですけど、基金もありました。

しかしながら、それも発動もされることなく昨年それは廃止をされまして、その基金は、当然議会で繰入金で入れたので、状況が今現在そういった状況でございますので、必要という認識は十分理解しております。

6番（上之園健三議員）

必要だということを感じていただければ、私も質問の甲斐があるというところがございますが、検討するのとしなないと、必要であるけれども考えないというのとはまた質が違いますけれども、そこはあとで整理をされればよいと思いますけれども、ころっと話を変えますけれども、私がこのあとに進めていこうかなと思ってるところをもう既におっしゃいました。

且つ、遡って質問しますけれども、本町でも色々な作物がございます。いっぱいございます。中でも、本町の基幹作物としては町長は何だと考えておられますか。

町長（石畑博君）

作物そのものじゃなくて、ハウスのピーマン、ハウス園芸等ですね。

それと、大きくはやはり鹿児島ブランドになっているジャガイモだと思っております。

6番（上之園健三議員）

そうですね。私もそう思うんです。町では今現在、熱帯果樹類の振興に力を入

れておられまして、という言い方をしますけれども、その事が悪いということではございませんので、誤解されないようお願いしたいんですが、本町の作物を生産量と生産額、数字から見て判断するのもどうかと自分では思うんですけれども、ただ紹介したいんですけれども、経済課が集約いたしますところの農産物生産販売実績書というのがございます。

これから見ますと、1位がバレイショなんです。2位がハウスピーマン類、パプリカも含めなんでしょうけれどもピーマン類ですね。それから、3番目がスナップ・インゲン等の豆類なんです。この部分は、これダントツに多いんですね。中でも、やっぱりこうして見ますと、やっぱりバレイショを中心とした露地栽培農家というのが主流でありますから、その生産量もさっき言いましたように、他の作物からしたらダントツ多い。

と考えると、やっぱり我が町の基幹作物としては、この気候風土を生かしたバレイショなり豆類なりなんだろうなということを考える時に、町長も今おっしゃったように、農家さんの努力によって長年積み上げられてきた、技術を持って生産されてきて鹿児島ブランドまでなりましたやっぱり馬鈴薯ですよ。このバレイショは、何としてもやっぱり守っていかないといけない、生産量を維持させなければならぬというのが私の考え方でありましてけれども、そこで、この最低価格補償制度をどうかという話に繋がりたいんですけれども、作物の単価的なところを話をさせていただきたいんですが、一番わかりやすいのが、今おっしゃいましたバレイショです。

バレイショはわかりやすい話ですので、バレイショをちょっと例にとって話をさせていただきますけれども、過去8年間のJA鹿児島きもつきの取扱い実績をちょっといただきました。その数字と経済課が集計しますところの数字とは幾分か異なりますけれども、これは農協の実績から申し上げますので参考にされてはと思いますが、作付面積が一番多かった年が平成30年で112.6ha、それから、一番少なかった年は令和3年で88.1ha、過去8年間の間ですので間違わないようにしてください。

そして、同じ年の販売額を見てもみますと、平成30年が3億1千2百万、令和3年度が7億8百万なんですね。当然、単価も違いますし面積も違うんですけれども、10キロ当たりの単価でいきますと、平成30年が1,199円、それから、令和3年度が2,912円なんです。

こうしたデータを見ていきますと、平成8年からずっと順次8年間ちょっと長ったらしくなりますが紹介しますけれども、28年からです。2,467円、2,164円、1,199円、1,254円、1,764円、2,912円、そして、昨年が2,224円、本年度はまだ確定した数字ではございませんけれども、2,076円という単価でございます。

これは資料から出てるんですけども、そして、この単価と作付面積と農家戸数を分析してみますと、当然でありますけれども、町長が先ほどおっしゃったように、高かった時の次の年は多いです。ただし、安かった年の次の年は、作付面積も農家戸数も減っております。当然のことです。農家にとっては必然的なことだと思いますけれども、これほどやっぱり単価に左右されるのが農家さんなんですね、農家の営農なんです。

更にこれに要する生産コストというのを試算をしてみますと、私が以前質問しましたけれども、農協との手数料等を含めまして1,100円から1,300円ほど必要なんですね。特に、去年から肥料等の高騰によってコストが上がっていますので、現在では1,500円を下回れば利益が出ないというような話も聞いているところであります、生産農家の頭が痛いところであります。

ちなみにですが、この過去8年間の平均価格を計算をしてみました。これが10キロ当たり1,965円なんです。1,500円を下回った年が2年ございます。

ただし、この2年間というのは、この2年というのは、生産コストが1,000円から1,100円と言われたときでありますので、今ほどの物価高騰はない前の話でありますから、これにしてもトントンかなというところで農家さんは維持されているというところがございます。

ちょっと話を変えますけれども、5月30日の新聞に、農作物の適正価格をという見出しで、資材等の物価高騰に伴うこのコスト上昇分を転嫁できない、転嫁しにくいというのが農作物だというふうに書かれてございました。

記事の内容はちょっと別な記事の内容だったんですけれども、そういう表現がされておりましたけれども、この単価については市場単価ですので、生産量や消費者動向等によって当然異なってきますから、我々では農家さんでもでしょうけども、どうしてもできない部分の世界の話なんですね。

そうしましたら、農家さんは赤字になる赤字にならないという考え方をした時に農家さんが赤字にならないように、例えばですよ、例えば、バレイショでしたら1,500円を基準として、市場単価が1,500円を下回った場合に、その差額を補填していく、支援していくというような考え方を持って、私は農産物の最低価格制度はできないかという話をしているところなんですけれども、町長は先ほど言いましたように、もう先のことを話をされましたので、こういうことは必要だというふうに考えておられるというのは分かりましたので私の次の質問は差し控えますけれども、当然こうした策を打つときには財源が必要になるわけですので、その財源についてちょっと提案をしたいと思うんですが、③項目をできますか。

町長（石畑博君）

ジャガイモは比較的この栽培のしやすい作物として、やっぱり幅広く農家の方が作付けをされております。

そういった中で、確かに年々の収穫量・収益も違うもんですから、良かった年の税金を悪かった年に税金を払うという、申告は今年すると来年課税になりますから、なかなかそこでは色々な声を聞いております。

そういった事から、毎日毎日このインゲン・キヌサヤみたいにちぎるんじゃなくて、ジャガイモはマルチをして種も植えたら、あとは芽あけをして、あとは待っているという状況でありますので、そういった中で、今度ドローンでの葉面散布等も考えている中で、さっき冒頭おっしゃいました高齢農家の方も作りやすい作物ということとは十分わかっているところです。

やっぱりこの最低補償価格があるのとないのとでは農家の考え方も変わってきますので、皆さんが初期投資をされて機械類も入れていらっしゃると思いますので、そういった部分では最低価格としては必要だというふうには思っております。

その必要という部分にさっきも繰り返しになりますけれども、最低価格を定めるという部分にJAがするのか役場がするのか国がするのか、その部分がこれまでなかったというのが現実でありますので、どこの町においてもそういったのはありますけれども、ただ、気象状況等によって、どうしてもかなりのただ千円を割るとかなった場合ですね、当然もう町としての発動は農家を守るためには必要でないかということでは思っております。

そのための産業振興基金もありますので、必要性としては認識してしますので、そ

れに基づいた形での今後取組りはしていく考えでありますので、一応補足答弁とさせていただきます。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

11 : 00
～
11 : 09

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

上之園議員の第1問第③項、農業所得安定に繋げる基金の創設は考えられないか伺うとのこと質問でございます。

基金につきましては、特定目的のために条例に基づき、15の基金を設置しているところでございます。

第1次産業の支援としては、今年度も様々な事業の予算を計上し、事業を実施しておりますので、国県の補助事業、交付税など活用しつつ、基幹産業である第1次産業の推進に取り組んでおりますので、現在の産業振興基金を幅広く活用することを想定し、基金創設は、現在のところ、新たな基金は考えていないところでございます。

6番（上之園健三議員）

新たな基金の創設は考えていないということでございますけれども、私が考えたのが、財源がやっぱり必要ですのでそうした制度を打つには、ふるさと納税あるいは農業公社での利益というのも考えてはみましたけれども、なかなか無理があるだろうなというところございまして、畜産においてはご承知のとおり、資料等の高騰によれば、高騰した基準額を超えれば補填していくという制度が通称マルキン制度というのがございますけれども、国・県・事業者・畜産農家が出資をして財源を確保して、いざという時の発動をするということになってますけれども、それでも足りないのが現状でございますが、この農業においては、今言うような補償制度がございませんので、私が提案したいのは、この基金はどうかということをお願いしたかったんですが、間を割愛していきますけれども、この基金の財源として考えられるものとして私が考えたのが、毎年度一般会計の決算によって出てきます剰余金です。

この剰余金の活用をできないかということで考えたわけですが、令和4年度はまだですから2年度・3年度を紹介しますと、2年度が2億9千8百万、3年度が2億8千6百万の剰余金が出ているわけです。4年度も同等ぐらいだろうと思っておりますけれども、この剰余金、年度によってそれぞれ多少異なるとは思いますが、ある一定の剰余金が出てくるだろうというふうには予想ができるわけございまして、この処

分については、地方自治法あるいは地方財政法の規定に則って、次年度への歳入への編入、あるいは基金への積立てということをしてされていると思えますけれども、この基金に関するものについては、町長等も十分ご存じでしょうから詳細には触れませんが、私が申し上げてるのも先ほどおっしゃいました特定目的のための財源ということで、将来の特定の財源需要に備えるために設置する特定目的基金ということになるわけですが、今、産業振興基金を色んな形で充たしたいという方法もあるというような内容でございましたけれども、これは農業に限った話だけの基金ではないと思えますので、私がお聞きしたいのは、この産業基金について基金条例の中では要項が多分定められてないと思うんですね、詳細要綱が。

ないということは、応分によくとれば、幅広く使える方向で考えていらっしゃるんだろうと思うんですけれども、ここで私が言うようなその財源に充てられるよということは確約はおかしいでしょうけれども明言ができますか。

町長（石畑博君）

先ほどの繰越金等もですけれども、あれについては2分の1上限等もありますので、これまで基金を積んだ残りというかそれについては、留保財源としていて、もう年内・年度内で執行できますのでそういったご理解いただきたいと思えます。

産業振興基金については、幅広く当然利活用できるように当時そういった資金・基金ができましたので、確約という意味じゃなくて、そういった利活用は幅広い形ですという部分には農業に限らず、漁業・畜産そういった部分に活用するのは全然構わないという考えであります。

6番（上之園健三議員）

では、その剰余金の2分の1は今の財調であったり減債基金に積まれるわけですから、他のものには使えないと思うんですけれども、今度はその次年度へ繰越す2分の1の部分ですけれども、この部分の活用という考え方をした時に、今、産業振興基金で使えるということでしたから、この基金を確実に積み上げていくために、剰余金の一部・一定割、あるいは、例えば10%・20%の範囲を基金に積み立てるんだと、確実に積立で確保するんだというような内規・規定・規則、そうしたものを作った上で、財源を確保していくという方法はどうか考えられますか。

町長（石畑博君）

2分の1の残りは内部留保で持ってて、その年度に確実に必要な財源に充てておりますので、それを今の産業振興基金の中でも今8千4百万ぐらい、1億のうちから執行もしておりませんのであんまり、そうした中では、執行をする段階で現にあった部分についてはその都度やはり議会等への承認をいただいてしていくべきであって、あえて基金に積んでもそれは当然次年度の資金繰りの中で使っていきますので、今の運用のやり方としては、今のやり方のほうがまたあえて基金から繰入れとなりますので、留保財源は当年度の元々の資金になりますので、やり方としては、今のやり方がやりやすいのかなという考えであります。

6番（上之園健三議員）

私も監査をしながらその事をよく見るんですけれども、確かに、今次年度へ繰越した、事業を進めました、翌年で繰越金が残ります、その確定の中で基金に積んで

いきますよ、という部分がございます。

ましてや、まだ他にも今基金の運用益から積み増しをしていくという方法もございますけれども、今剰余金の活用においては今されてる方法が正しいんだろうと思うんですけれども、思うんですが、こうしたいぞという時のこの基金の発動に対して、しっかりと財源を確保しておくという方向から考えた時に、私が申します剰余金の一定割は基金に回しますよと、基金に積みますよというような考え方はどうなのかなということをご提案したところでもございました。今町長の答弁で私も納得しましたのでよろしいです。

それから、最後にその産業基金の使い方をお聞きしたかったんですけれども、先ほど申されましたので終わりにしたいと思うんですけれども、最後に、この最低価格補償を私も提案するのは、今現在を一生懸命頑張ってもらってる農家さん、この農家さんを下支えすることが一番大事だと思うんですよ。この今頑張ってもらってる農家さんを支援していかないとやっぱり未来がないわけですね。担い手もでしょうけれども新規就農者もそうでしょうけれども、今頑張ってる方々がやっぱり良い方向にいかないと、呼び込みができない、そういうふうに考えますので、今提案しました最低補償価格制度、こうした制度を設けた中で新規就農であったり担い手さんの確保であったりということ、南大隅町で農業で生活ができるんだというようなPRも含めるような施策の一つでもないかなというふうに考えたところでもございます。

最後に、今日は農業所得安定対策についてと題して、出荷作物の最低価格制度はできないか、助成に対する財源はどうかということでお聞きしましたけれども、減り続けていく農家の維持・保護策についても、迅速かつ的確な施策は私は必要だと思いますので、可能な限り、もう早く有効な手段を打っていただきたいというふうに思います。

町長がいつもおっしゃるように、施政方針にもございますとおり、町民に本当に喜んでほしい施策、農業振興策、そういうものを展開を期待しておりますので、以上で私の質問は終わりますが、最後にございましたら。

町長（石畑博君）

色々私も気づかない部分もお示しいただきまして大変ありがとうございました。

農家戸数が減るのは本当に言われたとおりです。ここ何年か前に、タバコ農家が相当数廃作奨励金でやめられました。そういった方々が保有していたタバコのあとに植える例えば水田とか、そういった部分の基金も相当数を持っていらっしゃいます。そういった農家は今ほとんど私の丸峯もでもですけど、露地園芸に移ってハウスのインゲン等をして常時雇用をやっぱりされております。

色々話も聞いてみるんですけど、よくまがねどなあと、1年中仕事はあったらばよくまはねと、ただ、出すといこいが決まっちゃって、今んところはでくったいば、ただ、もう今までタバコを作っちゃった田んぼは何がしか耕作しないとイケないということで、そういったところをやはりこのジャガイモ等を植えていらっしゃいますので、農家の声としては議員もですけど、私も聞いてはおりますので、農家の方は大事にしていくという前提はこれは崩しませんので、色んなまた上之園議員に限らず色んな方からのご意見等もありますので、また農業委員会、そしてまた経済課・JA等を含めた形で、今回ご提言いただいた農業所得の最低補償については、

議論の場を持って方向性を見出していききたいということで考えておりますので、ご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長 松元勇治議員

次に、津崎淳子議員の発言を許します。

[7番 津崎 淳子 議員 登壇]

7番（津崎淳子議員）

おはようございます。梅雨に入り、蒸し暑く、すっきりしない季節となりましたが、雨により、草木が瑞々しく、町内の紫陽花も次々と花が開き、見頃となり目の保養となっています。

観光客の方も、雄川の滝や佐多岬への道中も癒やされるでしょう。

先日、雄川の滝の遊歩道が完成し、車椅子やベビーカーでも行けるようになり、高齢者の方で、途中で諦めて引き返す姿を見たり、車椅子の方だけ駐車場で待っていた話を聞いていたので、本当に感慨深いです。

さて、雨の合間を縫って、みなと公園で遊ぶ子供たちの姿を見て、通告書のおり、質問をいたします。

第1問、公園等の遊具施設について、①項、遊具施設の設置状況を伺います。

次に、②項佐多地区に設置する考えがないか伺います。

次に、第2問、環境整備について、①項、町内の公衆トイレ等の整備状況を伺います。

次に、大泊団地前の老朽化したトイレの撤去を幾度となく提言してまいりましたが、撤去されると聞き大変うれしく思います。

②項、大泊団地前の老朽化したトイレもようやく撤去すると聞いているが、撤去後の周辺整備計画がないか伺います。

最後に、③項、町体育館、武道館、公民館等のトイレの整備状況を伺います。以上で壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

津崎淳子議員の第1問、公園等の遊具施設についての第①1項、遊具施設の設置状況を伺うとのことご質問でございます。

現在、町が管理する遊具施設のある公園といたしましては、みなと公園がございます。

ご質問の遊具施設の設置状況でございますが、令和元年度に大型遊具を、令和4年度には、未就学児を対象とした遊具を新たに2基整備し、子育て環境の拡充に取り組んでおります。

また、狐塚公園の遊具につきましては、老朽化のため、令和4年度末に撤去したところでございます。

7番 津崎淳子議員

狐塚公園が使用出来なくなり撤去されて、現在はみなと公園のみに設置され、多くの子供たちの遊ぶ姿や、お母さんたちの談笑する姿を見ると、設置していただきよかったなと思います。

しかし、佐多地区には一つもありません。佐多地区からみなと公園に遊びに行くには車がないといけませんし、子供や孫が帰省したときなど遊べる場所が佐多地区にはありません。

また、以前、みさきドーム建設時に、佐多小や保育園のPTA会長の名で、遊具施設の設置の要望書が出されました。佐多地区にも必要かと考えますが、次の②項をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、津崎議員の第1問第②項佐多地区に設置する考えがないか伺うとのご質問でございますが、子育て世代において、子供を遊ばせ、親子で集える場所の必要性は認識しております。

ご質問の佐多地区における遊具施設の設置でございますが、現在、佐多地区では、令和7年度小中一貫校の開校に向け準備が進められておりますので、今後、佐多小学校の利活用や、放課後児童施設など、地域の方々のご意見もお聞きいたしておりますので、子育て環境の整備については、今後も進めてまいりたいと考えます。

7番 津崎淳子議員

地域の方々の意見をお聞きされたり子育て世代の方の意見もお聞きされてるって、整備を進めていくということなんですけど、場所の選定については、小中一貫校になり、佐多小が空き、放課後児童施設利用などを考えれば、佐多小跡地が望ましいと思いますが、また時期としては令和7年度小中一貫校になってからでしょうか。

町長（石畑博君）

遊具施設設置の対象の場所については、例えば帰省された方を対象にするのか、それとも日常の生活圏がある方を対象にする、そこも意見もお聞きした上で、現在ではもう、小中一貫校、中学校のほうにということになっておりますので、佐多小学校が施設等もほかの類似した施設もありますので、佐多小学校をとということではありますけれども、やはりこの幅広い地域住民の方々の意見を聞いてすべきだと思いますので、この段階できっちりここという部分と年度等についてはまだ言明出来ないところでございます。

7番 津崎淳子議員

はい、わかりました。みなと公園の遊具が、大型遊具、未就学児遊具、ベンチ等、要望書等により順次設置されましたけど、設置されるなら一体的にされるほうがコストの面でも違ってくると思いますので、地域の要望や子育ての意見要望をよく聞いていただき、望ましい場所に必要な遊具やベンチなどを設置していた

だきたいと思います。

遊具がある公園や場所は先ほど町長が言われたように、子育て世代において親子で集う場所でもあります。子供にとっても遊ぶことで体を動かし、運動能力や神経系が発達する身体能力の育成につながり、高いところから飛び降りるなどちょっとしたリスクを体験することで、やってはいけないことや危ないことを体得することで、危機管理能力の育成につながり、順番に並ぶことで決まりや譲り合いを学び、また、友達や知らない子と同じ場所で遊ぶことで生まれる様々な体験や、会話から対人関係などを学び、コミュニケーション能力の育成にもつながります。子供の健全な心身の発育に最適な場です。

また母親同士の交流や出会いや情報交換の場であり、祖父母と孫との触れ合いの場となります。

佐多地区の方々や、子育て世代の方にとって利用しやすく、住民に寄り添うような憩いの場になるように、設置に向けて検討していただきたいと思います。

次の第2問①項をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に津崎議員の第2問、環境整備についての第①項町内の公衆トイレ等の整備状況を伺うとのご質問でございます。

現在町が管理している公衆トイレは、指定管理者施設を含め、28か所あり、うち17か所が多目的トイレを併設しております。

また、清掃等につきましては、指定管理者施設を除き、シルバー人材センターや地元自治会に委託しており、町内の公衆トイレ、多目的トイレの環境整備はおおむね進んでいると考えております。

7番 津崎淳子議員

町内の公衆トイレ多目的トイレの環境整備もおおむね進まれているとのことですが、前回に質問しました、暖房便座、洗浄機能の設置は検討されたのか伺います。

町長（石畑博君）

詳細は、企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長（愛甲真一君）

ご質問の暖房便座、それから洗浄機能の設置でございますけれども、機能アップの改修のために、令和4年度に、雄川の滝、諏訪周辺駐車場、台場公園、佐多岬エントランスを温水洗浄式の便座に改修しました。それから、みなと公園につきましては、温座式の便座にそれぞれ改修をして利便性の向上を図ったところでございます。

7番 津崎淳子議員

次々と改修していただき、本当に、ほっとして便座に座れると思います。

あと、大浜海岸の身体障害者トイレも観光客や町民も使用しますので、温水洗

浄便座を検討していただきたいと思います。

要望があるところや、町民や観光客の利用頻度の高いところから順次改修していただければと考えます。

次に、立神公園のトイレを建て替える考えはないか伺います。

町長（石畑博君）

立神公園につきましては、あそこの立神公園と船木自治会が使っている公園もあるものですから、兼用された形の利用でございます。

これまでの整備の中で、もう部分部分で整備も進んでいることから、完全水洗ではないということでございます。

ただ利用出来ないという部分じゃなくて簡易式の水洗に改修しておりますので現在ですね、一応当面はそれでいく方向で一応考えているところでございます。

7番 津崎淳子議員

立神公園のトイレの写真をお願いします。（書画カメラ画像投映）

本当に外壁、屋根、中の小便器等を改修していただき、きれいになったと思います。

次にもう1枚をお願いします。（書画カメラ画像投映）

きれいになったという声を聞かれるとのことなんですけど、やはりここは男女共用トイレなんです。やっぱり女性には抵抗があると思うんです。手前から、手洗い、男性の小便器、洋式便座、和式便座となっております。女性が使用するとき、隣で小便器を男性が利用されてるとお互い音を気にされるでしょうし、女性が、用を済ませた後に、手を洗おうと思ったらその手前の小便器の隣が手洗い場となっていて、男性がもし小便器を利用されてたらそこを通るのにお互いが気まずいかなとも思います。

また、入ってないのか使用してないのか分かればいいんですけど、やはり行きにくい状況だと考えます。

配慮を考えれば、手前と奥側と入るところがありますので、手前に、例えばなんですけど、改修していただければ手前を男性表示をして、奥を女性表示にして、現在設置している洋式トイレを男女共用にし、奥の和式トイレを洋式に改修して、その先の、奥の外側にでも手洗いを設置されたらいかがかないと思います。建て替えず、改修され、維持していくなれば、プライバシーの確保のためにも考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（石畑博君）

男女別のプライベートがなかったというのは私も知りませんでしたので、今おっしゃいました中身につきましてはすぐできることでございますので対応してまいります。

7番 津崎淳子議員

即返答していただき大変うれしく思います。ここはキャンプ場としてではないなんですけど、いずれ私は本当に景色景観が良いところなので、キャンプ場としては最適だと思うので、今回、改修をしていただいてその様子を見ながら、いずれ、建て替えが必要と考えれば、また検討していただきたいと思います。

次に、以前も質問し、ほかの議員も質問されていますが、西原台のパノラマパークのトイレを水洗化する考えがないか伺います。

町長（石畑博君）

西原台については当時、設置をした段階が林業作業者への休憩施設のトイレだったんですね。それが今眺望からしたときに、観光客の利用が非常に多くなりまして、ただ森林整備をされる方も使われることは今も利用されております。

トイレは本当に今日本どこに行ってももう水洗化になって、やっぱりこういった衛生面等を考えると水洗が必要だというふうに思います。

建設当時においても、水洗化の議論もしましたけれども、まずは物理的に水がないという事、そしてまた電気が来ないと。それを引くためにはもうかなりの費用がかかるということで、今現状の状況でこまめに清掃をして、入られる方が不快感がないような形ではしておりますけれども、現段階では水洗化という部分では厳しいなということで思いますけれども、環境上はきれいにしないといけないということは、十分承知しておりますので、何がしかこのそういった方向でできるか出来ないかを、また、企画観光課含めて、利用者の方々等の御意見も賜りつつ投資額等との照らし合わせまして、検討できればというふうに思っております。

7番 津崎淳子議員

企画観光課でも、ほかに方法はないか検討されているということはお聞きしました。

私もいろいろ調べたんですけど、水使用ができれば土壌処理や薬剤添加や木質チップやオゾン処理や乾燥焼却する方法があり、水無しでは、木質処理や木質接触剤の中にし尿を投入し、かくはん、掃気して処理する方法や、乾燥焼却して粉末化するなど、いろんな処理方式があります。

しかし、やはり、先ほど町長が言われたみたいにコストやメンテナンス、電源のない水源の不安定な西原台でできるものがあるのかなと考えます。

自然地域のトイレし尿処理は全国でも課題となっております。

観光ルートとして利用するならば、できれば、和式トイレを洋式トイレに、変えていただきたいですが、引き続き、山岳地の先進地のトイレなどを参考にしたり、自然地域トイレし尿処理技術セミナー受講というのもありまして、また、環境省や県の補助金事業など活用できるかなど、コストやメンテナンス作業や費用などを調査して、引き続き検討していただきたいと思います。

次の②項をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に津崎議員の第2問第②項、大泊団地前の老朽化したトイレもようやく撤去すると聞いているが、撤去後の周辺整備計画がないか伺うとのご質問でございます。

トイレ撤去後の大泊団地を含めた周辺整備でございますが、町営住宅の駐車場等の整備については年次的に実施してきております。

ご質問の大泊団地についても、整備年度は現在のところ未定ではございますけ

れども、早い段階で計画をしまいたいと考えます。

またその中で、トイレ跡地周辺も含めて一体的な整備を検討してまいりたいと考えます。

7番 津崎淳子議員

大泊団地前のトイレの写真ををお願いします。(書画カメラ画像投映)

先日も、大泊団地のトイレを見に行ったら、団地の住民の方たちがいらっしやいまして、トイレを撤去されることを伝えたら、良かったと大変喜ばれてました。トイレの撤去はいつ頃になる予定でしょうか。

町長(石畑博君)

詳細日程は企画観光課長に答弁させます。

企画観光課長(愛甲真一君)

ご質問の団地前のトイレの撤去でございますが、業者のほうへはもう既に発注済みでございます。履行期限のほうは、7月末までとなっております。

なるべく早めに着手していただけるよう業者のほうへはお願いをしているところでございます。

7番 津崎淳子議員

なるべく、7月まで、早くの撤去を望みます。

最初の町長の答弁のほうで可能であればトイレ周辺も含めて、一体的な整備を検討してまいりたいとのことなんだんですけど、団地周りの雑草の草刈りも高齢者が多くてなかなか出来ないの、トイレ撤去後は、住民の方はコンクリートにして、駐車場の整備をしていただきたいと。

また、住民の方からは、関係者以外が出入りしないように、看板かフェンスとの声もありますけど、目の前の港がテトラポット等の作成作業中なので、釣り人の駐車場確保などを考えれば、団地前の敷地を利用する人もいるかもしれないかなと思いました。

今後、町として、団地の住民だけの利用場なのか、団地住民の駐車場は確保して、ほかの方も利用されるのか、また住民の要望等も聞いていただき、今後検討していただきたいと思います。

次の③項の質問をお願いします。

教育長(山崎洋一君)

次に、津崎淳子議員の第2問第③項、町体育館、武道館、公民館等のトイレの整備状況を伺うのご質問でございますが、町体育館や武道館などの社会体育施設、及び集会施設や学校跡地の社会教育施設のトイレの整備状況でございますが、社会体育施設14施設のうち、10の施設が一部洋式トイレへ整備済みとなっております。

社会教育施設では、集会施設及び学校跡地、11施設全てで、一部洋式トイレへ整備済みとなっております。

7番 津崎淳子議員

ほとんどが洋式になっているところもあれば、一部洋式のところもあるということなんですけど、3月の一般質問で、避難所となる場所のトイレの備品の整備などを質問し、町民の方から議会だより見たよ、言ってくれてありがとうと声をかけていただき、その話の中で、町体育館や武道館のトイレが何とかならないかと言われ見に行きました。

武道館のトイレは、1階も2階も、男女共用トイレでした。洋式と和式と小便器でした。

避難された方たちは抵抗があったようです。

次に町体育館のスライドをお願いします。(書画カメラ画像投映)

これは町体育館の女子トイレです。ピンクの扉のところが洋式1か所で、あと3か所は和式です。見に行ったときにバレエ少女団の子供たちがいて、見ていると様式を使用し、和式に入る子供は誰1人いませんでした。

保護者の方もいらっしゃったので聞くと、家庭が洋式ですから、時代が違いますからと、町としては考えていただきたいと言われました。

特定検診とかで今町体育館を利用した人たちにも聞くと、やはり狭いし、膝や腰が痛いから和式は使用しないので、全て洋式に変えてほしいと。

次のスライドをお願いします。(書画カメラ画像投映)

これはペーパーホルダーなんですけど、ペーパーホルダーが落ちて保護者の方たちがガムテープで補強されてるそうです。

次のスライドをお願いします。(書画カメラ画像投映)

汚物入れの上に、予備のトイレトペーパーを全ケ所置いておりました。やっぱり置場がなくてちょっと不衛生かなと思います。床も、長年の汚れか清潔感を感じません。町体育館はスポーツする場所だけでなく、文化祭や検診や、選挙投票や開票の場、また町外の方との交流場に使用されますし、第2次避難所としても利用されます。体育館を建て替える予定がなければ、トイレの改修を検討していただきたい。町民の声も多く聞きます。またほかの施設も、和式のところや男女共用トイレなどもですけど、足腰の負担の軽減化、プライバシー確保、衛生面、洋式化などを考慮して、老朽化している施設は見直す時期に来ているんじゃないでしょうかと思いますが、いかがでしょうか。

教育長(山崎洋一君)

課長のほうに答弁をお願いしたいと思います。

教育振興課長(松山隆広君)

施設のトイレの今後の見直しについての時期ですが、社会体育施設及び学校跡地などの社会教育施設におきましては、既に一部洋式が終わっている施設もございますが、大部分の施設が老朽化している施設であります。

今後、高齢者や多くの皆様が利用しやすい施設として、状況に応じまして、計画的にトイレの改修も行っていきたいと考えております。

7番 津崎淳子議員

最後に、先週は台風2号の影響で台風の発生場所でないところで、線状降水帯が起り、大変な被害をもたらしております。3号もまた発生し、これから予想も

出来ないことがあるかもしれません。避難所としての利用もあるので、老朽化したトイレを、順次、計画して直していただきたいと思えます。子供から高齢者まで、全ての町民が安心して気持ちよく利用できる施設になればと願います。

以上で私の一般質問を終わります。

議長（松元勇治議員）

次に、平瀬十助議員の発言を許します。

[8 番 平瀬 十助 議員 登壇]

8 番（平瀬十助議員）

それでは、通告に従い、質問させていただきます。

1 問目、根占港海岸（洲崎地区）の海岸堤防工事について、①項、工事の進捗状況と今後の工事予定について伺います。

2 問目、根占港内の整備について、①項、水産振興、産業振興、観光振興の基地として、今後、港内の整備計画を推進する考えはないか伺います。以上で壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

平瀬十助議員の第 1 問、根占港海岸（洲崎地区）の海岸堤防工事についての第①項、工事の進捗状況と今後の工事予定について伺うことのご質問でございます。

根占港海岸（洲崎地区）は、県が管理する海岸であります。

県大隅地域振興局へ確認いたしましたところ、現在、海岸堤防で、崩壊の恐れがある区間を補修に関して、本年 4 月に、海岸堤防の一部補修が完了しているところでございます。

残りの未補修部分につきましても、今後発注に向けて準備を進めていくこととさせていただきますので、町としても、早期完了に向け、引き続き県への要望を行ってまいります。

8 番（平瀬十助議員）

洲崎地区の工事を、自治会と周辺住民から相談を受けてから 2 年役場職員の皆様に度々相談を重ね、県につないでもらいました。根気強く対応していただいたことに感謝しています。

直近の話になりますけれども、母子がそのひび割れをぬって散歩しているところを目撃しました。

過日、台風 2 号が、こちらへ向かってくる可能性があると聞きました。風が当たれば、護岸横の木を揺すり、さらにひび割れが広がり、増水と流れにより傾いた護岸は崩れる可能性も十分あると感じました。

町民の安全を守ることが行政の務めであり、そのための工事であると再認識いたしました。

町長これは一つの事例にすぎません。町内には、このような危険な所がどれ

くらいあるんでしょうか。災害が起こるケースは様々です。がけの崩れそうなところ、水が出るところ、水が走ってくる場所、風が強く当たるところ、浸水しそうなところなど、様々です。

私は、町長が長年町政に関わられ、このような状況の把握に努めてこられたと思っております。これから雨の時期、台風の時期に入ります。町民の安心、安全のためにも、自治会と周辺住民の声に耳を傾けつつ、災害対策はもちろんのこと、その予防についても、町長のさらなる配慮を期待いたします。いかがですか。

町長（石畑博君）

今、平瀬議員からありました、海岸堤防等のクラック等の話ですけれども、なかなかこの町単独で事業費を要する部分で、鹿児島県のほうに要請していただいてやっと出来たことで、大変地元の方々にはご迷惑をおかけしたなというふうに思っております。

いっこしつくれないねという声も確かに聞きました。そういった中で、何とか今回こう出来まして、また追加の分のクラック部分を私見に行きました。新たな工事でちゃんとしますということでございましたので、その対応も今年度分で一応待っているところでもあります。

特にもう町の海岸に限らず、大浜の波返しときの堤防の部分とかで、やはりいろんな部分にそういった経年劣化による影響が出ております。護岸と護岸の取付けの橋の橋台部分のひび割れとか、そういったのもあるところでもあります。

とかくこの町地区は、海岸の波がえしの防波堤と海岸等の高さもないことから、この台風等の時の対応とか、そしてまた、雄川の河川の砂を養浜として持っていた関係等もあって雑草雑木、いわゆる河川に蒔いた人工種子の種等も入っております、そういった草等もありますので、これまでも2年あるいは3年置きにそういった除草作業等もさせていただいております。

やはり居住環境というのは、朝晩がやはり海が見えることは良いということのご意見等も伺っておりますので、町民の皆さん方が住むための環境としては本当に良い景観等がございますので、まずは危険か所についてはきっちり修復をしていって住民の方々の生活環境が損なわれないような形を、最大限取り組んでいきたいという考えでおりますので、ご理解賜りたいと思います。

8番（平瀬十助議員）

ありがとうございます。次の質問をお願い致します。

町長（石畑博君）

次に平瀬議員の第2問、根占港内の整備についての第①項、水産振興、産業振興、観光振興の基地として、今後、港内の整備計画を推進する考えないか伺うことのご質問でございます。

根占港は、鹿児島県が管理する港であり、整備計画について、大隅地域振興局へ確認いたしましたところ、整備年度はまだ未定でありますけれども、根占港内の未整備になっている、岸壁の整備計画を予定しているとの回答でございます。今後、国の交付金等を活用し、根占漁協のご意見をお聞きし、ご協力をいただきながら、事業を進めていく計画になっておりますので、町としても、早期着工に向け、引き続き県への要望を行ってまいります。

8 番（平瀬十助議員）

まず、根占港内を拠点として、生活の糧を得ている人々、水産関係、組合職員、養殖業者、職漁者遊漁者など約 90 名、砂販売の関係、フェリーの関係、合わせると約 100 名の雇用の創出があります。経済の規模も、40 億以上あります。まずもってこのことを認識していただきたい。

加えて、高齢者の集う場所があり、日曜ともなれば多くの方が釣りを楽しんでいます。また、フェリーの乗降客は年間 5 万人以上と報告されております。

今回の答弁では、岸壁の整備計画について触れていただきましたけれども、そのほかにも、今後増えるであろう船の係留の問題、現況の船の係留の問題、台風での係留のためのピットの問題、商船が出入りする東側及び南側船溜の浚渫工事の問題、遊漁船、一本釣り船の安全な乗り降りのための設備の問題などこれら多くの要望を一つずつ県につないでいってもらわなければなりません。

根占港は古くから、産業の拠点であり、整備を含めた振興策を積極的に取り組んでほしいというのが、私の申し上げたいことであります。町長のご感想お願いいたします。

町長（石畑博君）

根占港につきましては今おっしゃったとおり、一本釣りの方とか、いろんな方々の船が本当にこのもうぎっちりこう詰まっているところでもあります。

そういった中でおっしゃいましたとおり海砂の上げ方とか、そしてまた、養殖漁業の方々の利活用が非常に多くて、特にこのもう台風時等は今はそれぞれの事業者さん等が、お互いに相協力させていただいて、何とかこのしのいでいるという環境でございます。

本当に手狭になってるなという部分はあることから浚渫の話も、ちょっとお聞きはしております。そういった中で今、養殖漁業に限りますと、漁業者の方々が、後継者にほとんど変わっている傾向でございます。

そういった方々のご意見も聞いておまして、今回、根占漁協長もかわられましたので、ちょこちょこおいでいただいて、いろんなお話も聞いてるところでございます。そういった中では従業員の数も数十人規模で、今度、港の整備を別にとすると、垂水とか、鹿屋あっちからかけてくる人もいます。そういった人の整備もして、お願い出来ないかという大きな大局的な要望も来ておりますので、それも含めた形で、今おっしゃる港周辺の港湾施設ですね、これについては今、利用勝手の良い施設になるように、航路の関係とかありますので。それと、加えたときにこの一本釣りの方々も、楽しみにされてる部分もございますので、そういったことも気持ちも、きっちり組んでいきまして、長くこの漁業が楽しめる、先ほど農業もですけど、そういった環境づくりは、農業漁業問わず一緒ですので、それに向かった形でしていければと思います。

特に根占漁協、養殖においては 40 億というかなりの産業収入としては上げていただいておりますので、そういった方々はやはりこの去年の 12 月に価格補償、えさ代等の補填をいたしました。本当に取扱い漁獲高からすると、僅かでありましたけれども、本当にありがたいというご意見もいただいて、引き続きそういった方の支援と含めて漁業関係の施設として、町ができることは町で、例えば街灯の設置とか、県がすべきは県へお願いしていくということで、スピード感を持った形

で漁民の方々の支援にも努めていきたいというふうに考えておりますので、なかなか時間もかかるんですけど、ご理解いただきまして取組についてはそういった方向でございますのでよろしくお願い申し上げます。

8 番（平瀬十助議員）

町長ありがとうございます。今回の 2 問の質問いずれも、県への要望が第一歩となると思います。行政としても積極的な取組をお願いして、以上で一般質問を終わります。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

1 2 : 0 2
~
1 3 : 0 0

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

次に、後藤道子議員の発言を許します。

[1 番 後藤 道子 議員 登壇]

1 番（後藤道子議員）

九州南部は、5月30日に梅雨入りしたと発表があり、昨年より11日早いそうです。梅雨期は、大雨による災害の発生しやすい時期です。国は、1961年昭和36年に災害対策基本法を制定しています。

内容は、防災計画の作成、災害時の応急対策、災害予防などの役割を明確にすることで、国民の命と財産を災害から保護する法律です。地方自治体の地域防災計画も、2011年から2019年の8年間で大幅な改正が行われています。プッシュ型支援の導入、住民等の円滑かつ安全な避難の確保、被災者保護対策の改善、平素からの防災への取組み強化や対策、定期的な防災会議、避難所の備蓄など、いざという時にアクションを起こせる体制の必要性について今回質問をいたします。

1問目、防災対策について。

①項目、地域防災計画はなされていると思いますが、町民にちゃんと伝わっているだろうかと思い、地域防災計画の推進をどのようになされているか伺います。

②項目は、定期的な避難訓練の実施について、これまではコロナ感染症の影響で通常どおりできなかったと理解していますが、本年度からは計画的にできると考え、実施計画なども踏まえて伺います。

③項目は、災害はいつどこで発生するかわかりません。万が一に備えての準備が必要と考えますので、災害発生時の対応のシミュレーションはできているか伺います。

2問目は、地域福祉についてです。昨年6月の一般質問において、孤独死対策として、見守りセンサー設置の必要性を提言し、答弁として、前向きに取り組むが時間をいただきたいとありましたが、その後、どのように検討されたか進捗状況を伺

いたいと思います。

以上、2問4項について今回質問いたします。

これで、壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

後藤道子議員の第1問、防災対策についての第①項、地域防災計画の推進はどのようにされているか何うとのご質問でございます。

近年は、全国的に異常気象に伴う集中豪雨や非常に強い勢力まで発達する台風の増加により、災害がいつ発生してもおかしくない気象条件が続いております。本町の地域防災計画において、地域における災害対策や防災の安全を期する事項についての事務、事務処理等が整理されております。

災害による被害をできるだけ少なくするために、一人一人が自ら取り組む自助、地域や身近にいる人同士が助け合って取り組む共助、国や地方公共団体などが取り組む公助が重要であると言われておりますので、今後も、必要な防災計画の見直しを行いながら、訓練の実施など計画の実効性を高める取り組みを推進し、防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

1 番（後藤道子議員）

ただいま町長のほうから地域防災計画の現在の内容は把握しました。

南大隅町過疎地域持続的発展計画というのがされていると思いますが、その中の第6章 生活環境の整備、災害危険カ所の掌握・点検、周知の徹底を図り地域の危険カ所の解消に努めるというふうに謳っております。

この件に対して、町としてどのようなことをされているか伺います。

町長（石畑博君）

防災の点検については、毎年ほぼ自治会長が3分の2ぐらい変わりますので、変わられる時点では自主防災組織の在り方等をお示ししまして、自主防災組織としての自治会が位置づけてあるということは申し上げております。

その中で、毎年ありますけれども変わられた自治会長さんが色々な届けをさせていただきます。

同じ環境でも自治会長が変わると色々なそういったご相談があったりとか、それぞれが今防災マップ等も配られておりますけれども、自分のご自身・家の海拔の部分とか、それから土石流危険溪流、それから砂防・治山等のダムがある位置等はお示しがしてありますので、改めて、今のところ、特にその事で調査をしているということは、今のところないところです。

1 番（後藤道子議員）

地域防災は、自治体の自治会組織が一番よく理解されてるように考えております。

しかしながら、行政としてその危険カ所の把握、それはもちろんやっておかないといけない事だというふうに考えますが、この梅雨時期に入り、今色々なところで甚大な災害が発生しております。

そのことを踏まえた中で、今後、うちの町として地域防災の計画の一つとして、

再度、危険カ所を行政で把握する、危険カ所の再度調査をする、そういう考えはないですか。

町長（石畑博君）

例えば、土石流危険渓流の下流域の対象域ですね、人家に影響するようなそういった人家を守るための柵とか、そういった分については、土石流危険渓流の集水域とか、それから流域の傾斜、そして土質区分等がありまして、その中で位置づけられておりますので、そのことは全部図面にお示ししてあって影響エリアも出ています。

そういった中で、崩落等があった分については、今のところ自治会長等、また気づいた方々から連絡等もいただいておりますので、あえてそこまで大々的な調査ですね、気づいたことは言うてくださいますと、あえてするということはどうかなという部分では今おきまして、連絡等いただいた部分については、特に急を要する部分については対応をしているところでございます。

1 番（後藤道子議員）

うちの町は、平成22年7月に大浜の土石流災害が発生しました。

この時は、6月の12日から7月の7日までに累計雨量が1,055ミリ、最大時間雨量が102ミリというものすごい量の雨が降って起こったことですが、この5日間で7回の土石流が1カ所で起こったという現実があります。

それを踏まえた中で、今後、線状降雨帯とか色んな今までとは違う災害が発生しやすい状況にありますので、その辺りは防災計画の推進の中で、先ほども出ました自助・共助、この部分が一番大切というか必要性が高いというふうに考えております。

この辺りを行政として町民の皆さんに自助・共助の必要性を周知するために、先ほど自治会長さんには言われましたが、各自治体ごとにそういう研修だったりとか、避難訓練あたりとか、そこら辺も踏まえた形で何か研修あたりをされるということがありますか。

町長（石畑博君）

改めて研修をするということですか。改めて。

例えばですね、居住域によって例えばそういった研修をしないといけない地域もある、平場のところは要らないわけですよね日常は。

特に、山間部を控えたところ等については、それぞれがですね、台風・大雨・洪水等が発生する時にはやっぱり近隣に寄られたりとか、特に横別府・大竹野付近はそれぞれ身を寄せたりしておられますので、その事をあえて必要かどうかについては自治会長会自治会長等にも負担も掛かりますので、必要かどうかを含めて自治会長会等とも相談をしながら、必要としたほうがいとなれば取り組んでいきたいというふうに思います。

1 番（後藤道子議員）

町長の施政方針の中で、安心・安全な町づくりというのを掲げていらっしゃると思いますので、その辺りを踏まえた形のもので十分自然災害の多発化だったり、激甚化が今起こっている中では私はその必要性を感じたものですから、そういう提言をさせて

いただきました。

また今後、大規模の災害から町民の生命・財産、地域社会を守るために一番町として行政として何が一番大事なのか、そこ辺りをどう考えてらっしゃるのか。

ここを一番にうちの町は災害対策として考えてますというのがあればお聞かせください。

町づくりを掲げてらっしゃいますので、もし自然災害が多発化してる状況の中で、地域防災計画の中でここを一番に町として力を入れてますというところがあれば。難しいですかね。

町長は、いつも安心・安全な町づくりということを度々おっしゃいますけど、その根拠というか、それはどこをもって安心な町づくりというふうに考えてらっしゃるのか。

町長（石畑博君）

施政方針で言ってるのは、大きな器の中の安心・安全な町づくりであって、例えば治安的な部分の安心・安全と、それからまた、交通弱者の方とかご高齢の方々の安心・安全な生活の確保もあります。

今おっしゃったようなハード面の整備等については、今雄川とか、そしてまた辺田地区にいきますと危険溪流が相当数ありますので、そういった部分の点検というかそこは重要だと思っております。

ただ、今のところでは、平成2年災とかその8年災・10年災ありましたけど、そのあとについては各溪流については必要な分を全てしてもらっておりますので、砂防ダムそしてまたその上に治山ダムとかありますけれども、そういった部分には今貯砂容量もフラットになっておりますけれども、今それができたおかげで1つの河川なんかにも10幾つの谷止工堰堤があるんですけど、それができた以降、上流部のスリットダムと言いまして、木を細くして水は通すという部分で、その下が海まで流路は出来ているわけですけども、そういった部分ではそれが出来てからまだ1回も再度災害という洪水はできておりませんので、あえて今申し上げますと、まず安心・安全が今はきっちり担保されているのかなという部分で、ただ、大雨時等は地域の方々やはり、安全な家にいる方はいいんですけど、そうでない方は避難所への避難をお願いしますと言いますけれども、それが一番基本であって、避難所に行かれる方はある程度地域地域でもう決まった方々はそうして、お1人の住まいの方とかは避難をされておりますので、重点的にという部分では特に何をってありませんけれども、総合的に居住する関係の中の全体の安心・安全の担保というそういった考え方ですので、ちょっと答えになるかわかりませんが。

1 番（後藤道子議員）

一番に安心・安全な町づくりをおっしゃって、非常にそれは必要なことだと思います。

その中で、2020年の10月に防災マップを新しくされまして、この中には減災に繋がるような対策ができるようにということで警戒区域・特別警戒区域などが記されているというふうに思っております。

しかしながら、では町民の方が町民全戸に配布をされていると思いますが、これを、この防災マップを実際手に取ってどれだけの人がそれを把握されたかというのは非常に難しいというふうに考えます。

実際、自分もですが、今、国でもハザードマップは国土交通省のやつで見れるようになってますので、危険カ所とか自分のいる周りですね、それで若い人たちはそういうのを利用できるというふうに思います。

しかしながら、高齢の方だったりとかそういう方はなかなか難しいというふうに考えます。

そうなると、やはり災害発生時の緊急対応や避難所の連絡とか、運営を行うためにはどうしても人材が必要になってくるというふうに考えます。

この人材育成の研修については、町長はどのようにお考えですか。

災害発生の際の緊急対応とか避難所への移動だったりとかそういうのをやる為には、人が核となるというか、そのリーダー的な人が指図をしての移動になると思うんですけど、そこ辺りが自治会長さんがされてるとは思いますが、そこ辺りが十分にされてるかどうか。

人材の育成研修というのも地域防災計画の推進の中には必要ではないかというふうに考えるもんですから、その辺りを町長としてはどのように考えられるか伺います。

町長（石畑博君）

人材育成というよりですね、現段階では事象が起こった時にそれぞれの自治会長が色々手続き等はされますけれども、まずは地域を守る観点から言いますと、避難の時には職員をもう全て配置をしますので、その配置の中で流れに沿った対応をしております。

ただ、その中でも100%満足できる環境には難しいですけれども、可能な限りです、避難をされた方がその避難所での環境的な部分にご不満がないような形の取り組みはしていきたいと考えております。

ただ、避難誘導云々については、今現在では、職員そしてまた消防団、そしてまた地域の自治会の有志の方々等の力をいただきながら、避難についても消防車で行ったりとか色んな対応をしております。

リーダーの育成という部分で、リーダーという意味じゃなくて地域としては災害なんかは一斉にきますので、その段階では今のところでは職員が交代で色んなことをやっておりますので、リーダーの育成という部分には繋がらないかもしれませんが、日常はこの災害が発生した段階では、避難所とか、それから避難誘導・避難の対応については職員の中で対応をしているところでありますので、それをリーダーの養成という部分ではいかに、職員の中でそれは可能な限り周知徹底をしていく考えでございます。

1 番（後藤道子議員）

うちの町は地域担当職員制度を採用されていますが、この職員制度は、災害時の対応もされるということで理解してよろしいんですか。

町長（石畑博君）

若干ニュアンスが違いますので、総務課長に答弁させます。

総務課長（熊之細等君）

現在、地域担当職員をそれぞれ各自治会に配置をしております。

地域担当職員の役割ですけれども、地域と行政とのパイプ役ということで位置づけております。

災害の発生が見込まれる場合は、避難所対応等の役割が地域担当職員も職員としての別の避難所の役割がございますので、まずはそっちが優先かなというふうに思っているところでございます。

1 番（後藤道子議員）

では、災害時は地域担当職員制度がそのままということではないというふうに理解してよろしいんですか。

総務課長（熊之細等君）

通常はですね、災害がない時には地域担当職員も地域に入って、今で言いますと、スマイル補助金等の申請等の一部自治会の助成等も軽減を手助けをしておりますけれども、いざ災害がなったとなれば避難所優先という形になると考えております。

1 番（後藤道子議員）

地域防災計画というのは、災害対策基本法の第40条に基づき、各地方自治体の長がそれぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを基本的に定めた計画のことをいうというふうに理解しております。

その中で次に②項目に入るんですが、この中で定期的な避難訓練の実施というのも今後必要になってくるとお思いますので、②項目の答弁をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

次に、後藤議員の第1問第②項、定期的な避難訓練の実施は出来ているか伺うとのご質問でございます。

これまで約3年間、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、定期的な避難訓練の実施ができていない状況にあります。

今後の計画としまして、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されましたので、各消防分団が実施する自治会を交えた避難訓練等の計画が予定され、また、9月には総合防災訓練の実施も予定しているところでございます。

1 番（後藤道子議員）

今消防だったり9月の総合的な避難訓練が実施されるということで、これは総合もこれ年1回だけの訓練ということですか。

町長（石畑博君）

総合防災訓練は1回であります。

（「消防も1回ですか。」と後藤道子議員より声あり。）

町長（石畑博君）

消防はですね、春・秋の火防の時とかに地域自治会でそれに合わせて消火器の取扱いとか点検とかをやる自治会もあります。

それは自治会を定めてする指定された自治会と、自主的にする自治会と2通りあります。

1 番（後藤道子議員）

自治会ごとで違うというふうに理解してよろしいんですね。

はい。

この避難訓練なんですけど、色んな訓練も色々ありますが、私が推奨したいのは、災害の図上訓練の必要性をすごく感じているんですけど、その辺りは町としてどのように考えられますか。

町長（石畑博君）

机上での訓練もしておりますので。総務課長の答弁を。

総務課長（熊之細等君）

机上訓練につきましては、確か3年ぐらい前に1回やったんじゃないかと思っております。

その後ですね、なかなかコロナの関係で職員が集まってという部分ではなかなか出来ていない状況が続いておりますので、今後はまた、今後の災害を考えますと色々な形で職員の研修そういう訓練も実施していかないといけないというふうに思っております。

1 番（後藤道子議員）

この災害図上訓練はですね、地図を用いての災害対策を検討する訓練なんですけど、このメリットは災害時に何をすべきか。自らが想像力を働かせなければならないために自分事化されるわけです。

それと、当事者意識や連帯感を持たせる事ができる訓練ではないかというふうに私は理解しております。

身の回りの地図を使うために発生する災害をイメージしやすい形になると思いますので、今後は是非これをやっていただきたいというふうに希望します。

では次に、この災害発生時の対応のシミュレーションが出来てるかに繋がりますので、③項目にお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

後藤議員の第1問第③項、災害発生時の対応のシミュレーションは出来ているか伺うとのご質問でございます。

地域防災計画の災害応急対策計画において、災害対策本部の設置、事務分掌及び災害対策要員や関係機関との連携等について定めてあります。

災害対策に万全を期すものであることから、災害対応に当たる職員の常日頃からの訓練は重要であると認識しております。

これまでも防災意識の向上を図るための職員研修は行ってきているところではありますが、今後も、大規模災害が発生した場合に備え、職員が実施しなければならない業務について訓練を重ねて地域防災力を高めてまいります。

1 番（後藤道子議員）

今回台風2号が発生したことによって梅雨前線等が活発化したこともあるんですが、線状降水帯が連続して6県で発生して、各地で冠水とか浸水被害が多大に起こっております。

そのことを踏まえて、今後はいつ、どのような、うちの町でもどんな災害が起こるかということがわからない状況にあるので、いつも万が一そういう大規模な災害が起きた時はどうするべきというのを、日頃からですね行政としてはそれを踏まえて、色んな前もっての準備が必要だというふうに考えます。

そのために一番避難をする場合に、大変なのが避難行動支援者だと思います。この方々の支援体制はできているのか伺いたいと思います。

要支援者の支援が迅速に行えるように、地域のネットワークづくりがされているかどうかを伺います。

町長（石畑博君）

これまでも色んな避難訓練はしていますけれども、地震等の場合の発生の時と、それから、暴風台風等で予期できる時の場合との対応も違うんですけれども、なかなかですねこれ全ての方を対象に全部できるというのは厳しい部分があります。

地域地域によってはですね対象者がいますので、そういった方は基本的にはご家族、そして、どうしても出来ないときには地域、そしてまた、公という部分ではしていくべきと考えますけれども、訓練をした段階でこの課題はそれぞれの地域で出ております。

それを同じ地震がしたときにするかということとそれぞれ自治会でしないと、隣の自治会の方が来てというのは出来ないんですね。

そういったことから、ここには課題もあるんですけれども、今後うちの町で高齢化の高い町としては、やはりそれなりの考え方をきっちりして行って、例えば、地震が来たときには津波被害が想定したときには、まずは高台に逃げると。基本的な部分をしていかないと、ただ、今さっき議員が言われた寝たきりの方とかそういった方はどうするかという部分では、明確に1人1人をどうするかというのはなかなか支援をしようとする部分でも物理的な部分等でも厳しいのがありまして、課題として100%全てを出来なくとも課題としてあることを我々も理解をしているところでございます。

1 番（後藤道子議員）

では、現在はそのネットワークは出来てないという事ですか。それとも、

（「支援のですか。」と石畑町長より声あり。）

支援のネットワークが出来てるかということで私は質問をしたつもりです。先ほど、確かにこういう方々は自助・共助これが一番だと思います。

最後が公助だというふうに考えておりますので、先ほどから地域防災のことで言

ってるのが、自助・共助というのが各自治体でその把握をされて、そういう時にどういう方向性で動くということがちゃんと出来ていますかということで今回質問させていただいているところで、この災害時のそのシミュレーションというのは、こういう避難行動の支援が必要な方々をするために、社協だったりとかそういう施設だったりとかというのは台風の時には今されてますけど、万が一の大規模災害が急に地震とかそういうのが起こった場合、そういう場合のシミュレーションとかその支援体制まで出来てるかということのを伺ったんです。

町長（石畑博君）

突発的な地震の津波発生予想の時のそれをネットワークが出来ているかということ、出来ておりません。

1 番（後藤道子議員）

今後は、今何故その質問をするかということ、今大変こっちのトカラ列島辺りでも日々小さい地震ですけれども起こっております。

うちはさほど地震はって思っているけれども、熊本地震のように熊本はプレートがないので地震はないだろうというところでも大規模な地震が発生しております。

なので、その万が一を想定した中でその必要性を感じたもんですから、今後、もしないのであればその辺のネットワークづくりも作っておいたほうがいいのではないかというふうに考えますので、またその辺りは検討してください。

また、災害発生時の後方支援ということで消防団の方々がされるとは思いますけど、この辺りは、後方支援という形の消防団の確保というのは出来ているんですか。

災害時の消防団の方々の支援をするというのの体制、支援体制、災害発生時の。発生したときに、早く言ったら避難をさせるときに消防団がされたりとか、自治会長さんがされるのか、その辺りの後方的な支援。

中心になるのが自治会長さんであるのであるならば、そこに付随して手助けをする人たちが必要になってくるわけで、そこに各消防団の方々が入るような形の支援体制を取ってらっしゃるのかどうかを伺います。

町長（石畑博君）

あえてですね、形は作ってはいなくとも実際はそうされております。

避難をしないとイケない人は、消防団が警戒態勢に当たった段階で避難をする時には乗せていってくれたりしておりますので、災害が発生したあとの対応については、団員のいらっしゃる可能な中で可能な支援はしていくことで、そもそも消防団員自体もそれぞれが少なくなっておりますので、消防団だけを頼ることもできませんので、今ある人材の全てを総動員した形でのそういった支援はしていく体制であって、消防団員としてがあえてというようなことは今のところなかなか厳しい状態です。

1 番（後藤道子議員）

災害時は一番この支援者を支援していただく方々が必要になってきますので、その辺りも共助的な部分にも力を入れて、今後ですね、先ほども言われましたけど、消防団だけは人員確保も厳しい中ですので、職員・町民一体となってそういう支援ができるような形を検討していただきたいというふうに考えます。

次に、2問目の地域福祉のほうの答弁をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

後藤道子議員の第2問、地域福祉についての第①項、令和4年6月の一般質問において孤独死対策として見守りセンサー設置の必要性を提言し、前向きに取り組む時間をいただきたいとあったが、その後の進捗状況を伺うとのご質問でございます。

見守りセンサーは、一人暮らしの高齢者等の安否を確認する手段として多種多様な製品があり、昨年、議員のご提言をいただき、メーカーの提案や地区社協の意見を聞くなど、調査を進めてきたところでございますが、現状としては、地域でのコミュニケーション、自治会・民生委員・地区社協等の皆様の声掛け見守りを、より充実させることが重要と考えております。

今後につきましても、引き続き、より多くのご意見をいただき、実証試験も含め、町として事業化が可能か検討をしてみたいと思います。

1 番（後藤道子議員）

昨年の6月の一般質問でもこの見守りセンサーの設置の必要性を提言して、その中でも、私はこれは、国の保険者機能強化推進交付金を用いた設置費用は全て国が補償して、月々の費用が掛かるということで説明もしたと思います。

それに、私が推奨するこの見守りセンサーはWi-Fiの不要で、電源さえあれば冷蔵庫に設置をするだけで、今大変中身も良くなっておりまして、1日に3回見守りのことで、もし冷蔵庫を開けなければスマホとか家族の方に連絡が行くようになって非常に去年よりも良くなっております。

月々も550円という定額になっておりますので、これは是非高齢化の多い町、ましてや高齢化2人だけだとケガをしたりケガをした状態で動けない状況が続いたりとかそういう状況もありますので、是非これは実証実験をやっていただきたいというふうに思います。

町長自体は、この設置の必要性をどのように考えられますか。

町長（石畑博君）

孤独死はですね、あってはならない事ですので必要性は認識しております。

十分認識しておりますけれども、今ご提言いただいた分についても費用の部分とか、そしてまた、今ご自身でファミリーネットワークで、例えば、大阪の人とおじいちゃんと繋いでたりそういったのも結構あるものですから、費用負担の関係等を考えた時になかなか進んでいかないのが現状であります。

必要というのは本当にあるんですけども、やはりこの現状としては、地域の方々とのコミュニケーション不足等があったりしてなかなか声かけも出来ないというそういった環境の方等もいらっしゃる中で、あってはなりませんけれども、それは防がないといけないという部分でおります。補足でありますか。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

見守りセンサーについてですけれども、今議員からもありましたとおり、冷蔵庫の振動を検知するタイプ、その他にも我々も一応調査等もしてきたところですね

ども、その他にもほかの家電ですね。

例えば、家の電球であったり、そういうところにそういう機能も付いたという、付いているものなど様々あるようでございまして、やはり、もし付けるとすれば、初期費用が安い、もしくは無料、また月額が安いのがよかろうと思います。

それから、議員の提案のやつにもありましたけれども、インターネット回線、Wi-Fi等が必要のないもの、これが推奨されるのかなと思います。

それからもう一つ大事なのが、誰が見守るのか、要はその検知をしたやつがその信号が誰にいつて、それがそのあとの動きがどうするのか、そういうところまでしっかりと検討をしてそれで初めて事業化するとすればそこまで、ただ付けるというわけじゃなくて、そこまで検討した上でやらなければならないというふうに考えております。

実証実験という話も出ましたけれども、今年度、えにし広がれプロジェクトを今現在モデル自治会を募集しているところですがけれども、その中でも、地域の課題、それからその解決方法等について住民の皆さんと一緒に協議してまいりますので、その中でもこの件につきましても検討していけるものというふうに考えております。

1 番（後藤道子議員）

この見守りセンサーは、私が、知り合いのところが近くで孤独死があったと。

その方は地域とのコミュニケーションをあまり取らない方であって、非常に周りの方も気にはしていたけれどもそういう最悪の事態が起きてしまった。

その時に私がこういう質問をした時に、これだったらそういう方も利用しやすいのではないだろうかという町民の意見も頂いたものですから、私はまた今回このように再度質問をさせていただいたところです。

町長は令和5年度の施政方針の最後に、議会と執行部が情報共有しながら、町民の皆さまに理解され信頼される町政を目指したいと考えておられることに共感しておりますので、是非実行されることを期待して、私の一般質問を終わりたいと思います。

議長（松元勇治議員）

次に大坪満寿子議員の発言を許します。

[1 1 番 大坪 満寿子 議員 登壇]

1 1 番（大坪満寿子議員）

こんにちは。昨年より早く中に入り、雨の季節を迎えました。

地球温暖化のためか、早期に台風が発生し、また、大型化しやすくなり、各県で大雨による被害が発生しております。

これから秋にかけ大雨や台風シーズンとなります。災害が発生しないことを願いながら、通告しておりました2点について質問いたします。

第1問、子ども医療費助成事業について、政府は、異次元の少子化対策として、児童手当など経済的支援の強化などに取り組み始めましたが、本町では政府より早くいろいろな施策を考え、給食費無料化、保育料無料化など実施しております

らしい取組だと思えます。

しかし、子ども医療費助成事業について保護者の方から、ありがたい制度だけれど簡素化出来ないものかとのお声をお聞きします。

そこで、子ども医療費助成事業について事業の内容を伺います。また、窓口無料化への見込みを伺います。

2 問目、肝属郡医師会立病院建て替え計画について伺います。

去る、4月26日に2町合同全員協議会があり、肝属郡医師会立病院再整備に係る実施計画について説明をお聞きしましたが、今回、改めて内容についてと、町としてのお考えをお伺いいたします。

高齢者の多い南隅地区では、入院病床を有する地域医療の中核病院として、肝属郡医師会立病院は極めて重要であり、必要性は十分理解しております。

私は、建設することに反対するものではありませんので、誤解のないよう前置きし、質問をさせていただきます。

昨今の物価高騰から、建設コストが大きく跳ね上がることが予想されており、先日の2町合同全員協議会でも、そのような説明をお聞きしました。再整備に要する総事業費の負担は、原則、南大隅町と錦江町の2町で負担することから、起債額が大きく膨らむことが予想されます。この起債の償還に当たり、それぞれの町は将来負担が重くのしかかり、行政運営、特に、町民へのサービスが低下しないかと心配しております。今後の行政運営、住民のためのサービスに影響はないのか、3項について質問いたします。

①項、肝属郡医師会立病院建て替え計画の概要を伺います。

②項、負担財源の根拠を伺います。

③項、将来の財政計画について伺います。

以上で私の壇上からの質問を終わります。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪満寿子議員の第1問、子ども医療費助成事業についての第①項、事業内容を伺うとのご質問でございます。

子ども医療費助成事業につきましては、子どもの健康保持増進や子育て世帯の負担軽減を図るため、現在0歳から18歳到達後の最初の年度末までの期間の医療費を助成しております。

助成方法については、一旦医療費を支払っていただき、後日その医療費相当額を指定の口座に振り込む方法でございます。なお、町民税非課税世帯につきましては、希望があれば、医療費を支払うことなく、病院等の受診が可能です。

1 1 番（大坪満寿子議員）

子ども医療費助成事業と子ども医療給付事業がありますが、それぞれの対象者の人数を伺います。

町長（石畑博君）

介護福祉課長に答弁させます。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

それではまず、子ども医療費助成事業です。303世帯、602名です。次に子ども医療費給付事業、33世帯、77名となっているところでございます。

11番（大坪満寿子議員）

子ども医療費助成事業と、子ども医療給付事業どちらもすばらしい取組だと思います。出生届の手続と一緒に、子ども医療費助成事業など、登録申請をし、受給資格者証をもらう流れになってはいますが、子ども医療給付事業は窓口無料ですので、今回の質問からは外させていただきます。では、子ども医療費助成事業について、保護者の方やご家族から問題点や相談など役場に届いてないか伺います。

介護福祉課長（中之浦伸一君）

現在の現行の制度について、一定のご理解はいただいて制度を利用していただいているものとは考えますけれども、一時的とはいえ、医療費を負担するということになっておりますので、そのようなご意見もあろうかと思えます。

11番（大坪満寿子議員）

私のもとには、窓口負担をゼロに出来ないかと、保護者の皆さんから相談があります。

子どもが病気やけがをしたとき、お金の心配をすることなく、すぐに病院に駆け込める体制が望ましいのではとの声です。

次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪議員の第1問第②項窓口無料化への見込みを伺うとのご質問でございます。

現在子ども医療費助成事業の対象のうち、未就学児に対する部分につきましては、県の補助事業であることから県に従い、一旦医療費を負担していただく方法をとっており、小学生以上の町単独事業部分につきましても、同様の方法としていただいております。

窓口無料化の取組について県に確認しましたところ、あくまでも現時点では、予定はないとの回答をいただいております。

11番（大坪満寿子議員）

残念です。受診の際に、窓口を受診資格者証を提示し、一旦窓口で支払い、その後、約2か月後にかかった医療費が、町から振り込まれる流れなのですが、窓口負担が理由で受診を控えて、子どもが重症化する恐れがあるのではと懸念されている部分もあります。

また、旅行先など県外で具合が悪くなって病院にかかった場合や、慌てて病院に行き、受給資格者証を家に忘れて受診した場合などは、一旦支払いをして、後日領収書を持って役場に出向き申請手続きをしなければならないこともあるそうで、仕事をしておられる保護者の方や、ひとり親の方から、現物給付を望む声が

多く聞かれます。私もこの活動をしています、現段階で、町から県に働きかけをしておられるのか伺います。

町長（石畑博君）

今おっしゃったことは本当に町の課題もですけど、鹿児島県全体のことでもあるし、日本全国の、やはり今子育て世代の方等は、立替払いしないといけないことになってますので、なかなか立替える費用とか、後で返ってくれば結局無償なものですから、最初から無償化するのが1番私も良いというふうに思っております。

県議会でもいろいろこれまでも議論等もしているようでございます。

方向的には県の考え、そしてまた国保連合会等の考え、そういった部分を含めた形で取り組んでいくべきかというふうに考えております。

ただ、今のところ町として、町から特に窓口無料化にとして町長名で出したことというのはないという考ええ方でおります。

補足があれば介護福祉課長、いいですか。（補足なし）

1 1 番（大坪満寿子議員）

スライドをお願いします。（書画カメラ画像投映）

5月20日付けの南日本新聞にも掲載されましたが、後日還付する自動償還払い方式を行っているのは、全国で鹿児島県だけです。今後、取り組んでいただければいいんですが。

それと鳥取県は所得制限なしの18歳以下医療費無償化導入に取り組み始めたとの記事も一緒に掲載されております。

今後町として県に対し、現物給付方式導入を要望していただく考えはないか伺います。

町長（石畑博君）

必要性は本当にもう重々承知いたしておりますので、うちの町が単独ではなくて例えば鹿児島県町村会とか、肝属郡の町村会とか、そういった大きな組織の中で取り組むべきと考えますので、僅々またそういったメンバーの対応、集まる会議等もありますので、そこで、今おっしゃられました、鹿児島県の対応等についての要望書については議題として出していきたいと思います。

1 1 番（大坪満寿子議員）

ありがたいお言葉をいただきました。日本の出生率が過去最低と毎年のように報道されます。安心して産み育てることができる環境を整えるということからも、政府が掲げる、異次元の少子化対策の一つにもなると考えます。

全ての子どもたちの窓口負担無料化を実現するために、町として、ほかの市町村を巻き込みながらも、現物給付方式の導入を県へ働きかけていただくよう要望します。

次の質問をお願いします。

議長（松元勇治議員）

休憩します。

1 3 : 5 7

～

1 4 : 0 4

議長（松元勇治議員）

休憩前に引き続き再開します。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪議員の第2問、第①項、肝属郡医師会立病院建て替え計画の概要を伺うとのご質問でございますが、平成30年1月に、公益社団法人肝属郡医師会から移転建て替えに関する要望書が本町及び錦江町長あてに提出されたことから、病院の再整備を議論する場としまして、南隅地域のための医療介護の姿検討委員会を設置し、令和3年3月には、再整備に向けた基本構想を作成したところでございます。

この基本構想を踏まえ、基本計画について、協議、検討するための基本計画策定委員会が設置され、令和4年3月28日には、新病院の建設地や、新病院の規模や機能、病床数、概算事業費整備スケジュールなどを定めた基本計画案が取りまとめられ、令和4年6月2日に開催した第5回南隅地域のための医療介護の姿検討委員会において、肝属郡医師会立病院再整備に関する基本計画が承認されております。

令和5年3月には、基本計画に基づく基本設計が完了したことを受け、今回広報紙5月号に新病院の概要を掲載させていただいたところでございます

1 1 番（大坪満寿子議員）

先日の2町合同全員協議会で、工事費の概算事業費は58億6300万円と説明がありました。工事費の積算単価とか積算事業費は出ているのか伺います。

また出ていけば、それはいつの時点の価格か分かっているか教えてください。

町長（石畑博君）

ご質問の詳細につきましては町民保健課長に答弁させます。

町民保健課長（戸島和則君）

ただいまのご質問についてでございますが、積算単価につきましては、基本計画が令和4年2月頃の単価基本設計が令和5年3月頃の単価を用いております。それぞれコンサルタントや、設計業者におきまして、その時点で把握できる最新のデータに基づき、設計、積算しているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

先日の2町合同全員協議会で工事費が上がると説明がありましたが、どれくらいを見込まれているのか伺います。

町民保健課長（戸島和則君）

ただいまのご質問でございますが、物価の高騰や、資材単価、労務費などにつきましては、新病院建設に当たり 1 番危惧しているところでございます。非常に注視しているところでございますが、設計業務において、数年先の物価を予想させて、積算を行うことは非常な困難なものでございます。現在の基本設計の事業費であります 58 億 7000 万円をめどにしているものの、物価高騰等によって幾らコスト高になるかという予想につきましては、先ほども申し上げましたとおり、非常に困難なものだと考えておるところでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

では工事発注はどこが行うのか伺います。

町民保健課長（戸島和則君）

はい工事発注につきましては現在の実施主体であります公益社団法人肝属郡医師会が行うこととしております。

1 1 番（大坪満寿子議員）

医師会立病院は建設費は負担せず、工事発注はするということですが、民間が主体となり少しでも安価になる発注の方法をとるべきではと考えますが、それは出来ないのか伺います。

町民保健課長（戸島和則君）

ただいまのご質問ですが、行政が発注する場合と、肝属郡医師会が発注する場合と、それぞれメリット、デメリットがあるところでございますが、工場を行政が発注する場合には、公共単価が適用されるところでございます。民間であります肝属郡医師会が発注する場合には、民間となることから、ただいま大坪議員がおっしゃいましたとおり、今回事業主体であります肝属郡医師会が発注者となるため、民間単価が適用されることによりまして、工事費用につきましては、行政が発注する場合に比べると、安価になるものではないかと考えているところでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

医師会立病院も大事業なんですけど、両町にとっても大事業となる病院です。少しでも安く建設ができるように私は望みます。次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪議員の第 2 問、第②項、負担財源の根拠について伺うとのご質問でございますが、再整備に関する事業費につきましては、今回の基本設計で積算された事業費で申し上げますと、建築工事費約 41 億 9 千 700 万円、造成費その他で 9 千 900 万円、設計・施工管理費 2 億 6 千 400 万円、医療機器等整備費 10 億 2 千 500 万円、予備費として 2 億 7 千 800 万円の合計 58 億 6 千 300 万円となっております。

この2分の1であります29億3千150万円が本町の負担となり、財源といたしましては、地方債を充てるとともに、病院建設に利用可能な国・県の補助金等についても最大限活用するところでございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

地方債を充てるといっていますが、地方債の種類は何になるのかお伺いします。そしてその建設費用は今後どのような形で支払いをされていかれるのかお伺いします。

町長（石畑博君）

地方債等につきましては総務課長のほうに答弁させます。

総務課長（熊之細等君）

地方債の種類でございますけれども、過疎債の30年償還を予定しているところでございます。

支払いについては元利均等償還で支払いを予定しております。

1 1 番（大坪満寿子議員）

支払い方法なんですが、30年間で償還ということで理解してよろしいでしょうか。

総務課長（熊之細等君）

30年の償還で予定しております。

1 1 番（大坪満寿子議員）

分かりました。では次の質問をお願いします。

[町長 石畑 博 君 登壇]

町長（石畑博君）

大坪議員の第2問第③項、将来の財政計画について伺うとのご質問でございます。

再整備に関する本町負担額は、先ほど申しました29億3千150万円ですが、財源につきましては地方債を柱としております。

この地方債の償還金につきましては、費用負担の平準化を図るため、30年間にわたり返済してまいります。30億を30年で返済いたしますと、毎年1億円を超える償還金となりますが、国が措置する交付税や減債基金を効果的に活用しつつ、他の事業についても、国や県の補助金等だけでなく、民間や財団が提供している助成金などの外部の助成制度も積極的に取り入れ、今後も安定的な財政運営に努めてまいります。

1 1 番（大坪満寿子議員）

今、町長からの答弁にもありましたが、私は、今後の人口状態とか、町の財政など、将来を見据えたとき、負担について危惧しますが、我が町の財政運営に支

障はないのか伺います。

町長（石畑博君）

財政面に支障はないとは言えないですね。ないとは言いません。

ただ、病院建設についてはこれまでの議論の経緯からつくるということは、もう2町で決定をしておりますので、これについては進んでいくというふうに思っております。

ただ償還が30年ということでもありますので、幅広い世代での償還ということでございますので、今のところでは、この償還を想定した中でのシミュレーションでも、償還としては問題ありませんけども、その中に何がしかのほかの部分には影響が少なからずあるということは、これはもう間違いなくあるというふうには思います。

これがなければこの費用は、ほかにも使えたという部分もありますけれども、起債の枠内で運用していければというふうに思っております。

1 1 番（大坪満寿子議員）

似たような質問になります。地方債の償還が始まったとき、住民へのサービスにも影響があるかもしれないというふうにとらえてよろしいのでしょうか。お伺いします。

町長（石畑博君）

借入れをした後に、5年据え置きの30年ですので、これから償還が出ていくわけですが、今現段階では、ここ数年の起債を想定してこの病院の起債をした中ではこれに大きく影響はありませんけども、影響はなしということじゃないと思います。大きく影響ありませんが、影響なしということではありません。ちょっと表現が、ちょっと不明確ですけど、なにがしがほかの部分には、本当は今できることが、ちょっと起債の関係で若干抑えるべきとか、そういった部分はずね出てくると思います。

1 1 番（大坪満寿子議員）

県立南薩病院は病床数が150床です。将来の2町の人口を考えると、病床数や規模縮小は考えられないのかお伺いします。

町民保健課長（戸島和則君）

規模縮小に関してですが、基本計画策定内で行っております収支試算の結果、黒字化が可能なものとして現在の132床を導き出しております。また2町の将来の人口減少等を踏まえた病床数として、132床にしているところでございまして、令和4年3月の基本設計策定委員会です承されている数字でございます。

1 1 番（大坪満寿子議員）

最後に、私なりの考えを述べさせていただきます。医師会立病院の重要性必要性は十分理解しております。

しかし、町の将来を考えたとき、この人口減少のもと、償還額が増えることは大きな心配です。私は、今の予算内の本町の負担額である30億円を超えない病院

建設が望ましいと考えていますので、現在、想定の予算枠内で、建設事業費を抑えるため、建設規模や病床数など、見直すことが可能であれば、病院当局と両町で協議し、見直していただきたいです。

町の予算の使い道は、住民サービスが第一ですので、我が町の将来展望を慎重に検討し、財政計画をしっかりと立てていただきほかの事業に支障を来すことがないように、そして町民が納得できる病院建設に向け努力してほしいです。

これで私の一般質問を終わります。

町長（石畑博君）

今ちょっとまとめの部分でしていただきましたけれども。

30億という部分は超えない範囲でのやっぱ建設が望ましいと私も思っております。

例えば病床数等、それから医療のレベルを下げずともして例えば、病院そのもののハード面のグレードの問題とか、構築物そして内装の仕上げ、そういった部分でこの節約した形での病院建設をすべきであって薩南病院もちょっと見に行きました。

そういった中では、見るからにもう効率的な病院というイメージが強くてそれぞれ見られれば、建物の仕様等も、だよなあという感じを受けておりますので引き続き設計事業者、そしてまた、関係の機関の会議で今の30億を超えない範囲内での病院建設ということに可能な限り近づけていける努力をしていきたいということで、建設の検討委員会等も含めて要請していきたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

▼ 散会

議長（松元勇治君）

これで本日の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会 : 令和5年 6月 7日 午後 2時21分